

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

資料－9 ソフトコンポーネント計画書

マリ国第二次小学校建設計画
ソフトコンポーネント計画書
－みんなで造ろう、きれいな学校－

目次

1. 背景
2. 学校施設(教室、便所)の維持管理に係る問題点とソフトコンポーネント導入の必要性
 - 1) 維持管理に係る問題点の把握
 - 2) ソフトコンポーネント導入の必要性
3. ソフトコンポーネントの基本方針
4. 本ソフトコンポーネントの目標
5. 具体的な活動と期待される成果
 - 1) 「ソフトコンポーネント実施委員会(仮称)」の設置
 - 2) ベースライン調査の実施
 - 3) 啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター
及び「学校衛生クラブ設立ガイドライン」の作成
 - 4) 「学校施設の清掃・維持管理セミナー」の実施
 - 5) 「学校衛生クラブ」の結成
 - 6) 「学校衛生クラブ」のモニタリングと指導
 - 7) 本ソフトコンポーネント実施の総合評価報告書の作成と教育省での報告会の実施
6. 実施体制
 - 1) 実施体制
 - 2) 活動実施機関の主な役割
 - 3) NGOに求められる要件
7. 先方政府負担事項
8. 留意事項
9. PDM(Project Design Matrix)
10. 活動の詳細

別添 ソフトコンポーネント工程表

1. 背景

マリ国では『第四次教育開発計画（1990-1995）』の成果により、小学校の粗就学率は1989/90年に26.0%であったが、1999/2000年には57.8%と大きく向上した。更に、『教育開発10ヵ年プログラム（2000-2010）』では就学率を95%まで引き上げることを目標としている。このため、マリ国教育省は我が国を始めとする他ドナー及びNGOの協力を得て、教室、便所、教員養成センター等の新・増改築の計画を立案し、目標達成に努めている。

我が国はこれまで、マリ国の教育分野で『小学校建設計画』（1997-2000）において104校（3州、バマコ特別区）に対し462教室（建替、増設）、校長室104室、便所129棟を建設し、教育家具（生徒用椅子・机、金属製棚）と教育機材を調達するための無償資金協力を行った。また、草の根無償資金協力として教室等の建設・修復及び井戸・便所の供与を実施してきている。更に、我が国の無償資金協力による『第二次小学校建設計画（以下、本プロジェクト）』では対象校91校に対し405教室の建替・拡充、便所115棟（415ブース）並びに校長室32室の建設、及び教育機材の調達を実施する予定である（表1）。

表1 第二次小学校建設計画

期分	対象校	建設（建替、拡充）教室	校長室	新設便所ブース
第1期	13	61	8	76
第2期	38	170	9	155
第3期	40	174	15	184
合計	91	405	32	415

マリ国の『貧困撲滅のための戦略的枠組みに関する準備ドキュメント』（2001.6）（以下、『PRSP』）の「テーマ別グループ：教育／識字教育」では、マリ国に存在する貧困を撲滅するための一手段として「学校内における衛生活動を振興し、支援する」（4.3）とし、マリ国内の学校において衛生教育を推進することの重要性に言及している。

しかしながら、マリ国では教育省が州教育センター及び地区教育指導センターを通じて各学校施設の維持管理を学校長に委任しているが、現地調査では既存校の教室の清掃・維持管理が行きとどいていない、もしくは便所が有効に活用されていない事例が確認された。

このような背景に鑑み、我が国が供与する学校施設が小学校関係者（校長、教員、生徒、父兄）の強いオーナーシップの下、適切に使用・維持管理されるために必要なソフトコンポーネント計画をする。

以下、本計画書で使用される「学校施設」とは「教室と便所」のみを示す。

2. 学校施設（教室、便所）の維持管理に係る問題点とソフトコンポーネント導入の必要性

1) 維持管理に係る問題点の把握

(1) 学校関係者

① 校長による学校施設の運営・維持管理

現地調査では、校長の指導により学校施設の清掃が行われ、校庭に花壇を作っている学校や教室内にゴミやチリが散らかり校長室の本棚に教科書が乱雑に積み上げられている学校も確認された。

② 父兄会による学校の運営・維持管理への協力

全ての小学校には学校の運営・維持管理に参加させるために父兄会が作られているが、父兄会が資金を出して教室や校庭の周囲に塀を建設する等、活発に活動している父兄会も存在するが、そのような活動をしていない父兄会も存在する。

③ 生徒の行動

生徒の中には学校備品を損壊したり便所を汚く使用する者もいる。

(2) 維持管理が適切に行われていないと判断される事例

現地における住民集会では、「教室の清掃」は毎朝あるいは下校時に実施し、「便所の清掃」は男女生徒が別々に実施したり罰当番の生徒が実施したりするとの説明があったが、実際には学校間で教室や便所の清潔さには差が生じている。

また、教室内の机や椅子あるいは窓やドアの破損箇所の補修については村落内（市内）の専門業者に補修費用を支払って依頼しているとの説明であった。しかし、父兄会や学校の補修予算の不足から窓やドア等の破損箇所の補修はなかなか行われていないのが現状である。

これらの現状を分析すると、現地調査から既存教室及び便所が建築物として使用可能であるにも関わらず維持管理が適切に行われていないと判断される事例は、以下のように分類できる（図1、2参照）。

① 教室 : ｱ)机や椅子が破損し修理されていない

ｲ)黒板、壁、天井、窓、ドアが破損し修理されていない

ｳ)教室内の掃除が不十分でゴミやチリが散乱している

② 便所 : ｱ)授業実施日にも関わらず校長（教員）が鍵を掛けて生徒が使用できない

ｲ)便器が破損している

ｳ)汚れて使用できない、もしくは使用するのを躊躇させる

ｴ)汲み取りが行われていない

ｵ)男女別構造となっていない、もしくは入り口に遮蔽物がないため女生徒が躊躇して使用できない

先述した問題については、学校備品（椅子、机）やドア・窓・黒板のように補修費用が必要な場合と、教室や便所の清掃のように費用負担がほとんど発生しない場合との2種類がある。（注：ほうき、バケツ等の購入費用は発生する。）

図1 教室に関する問題系図

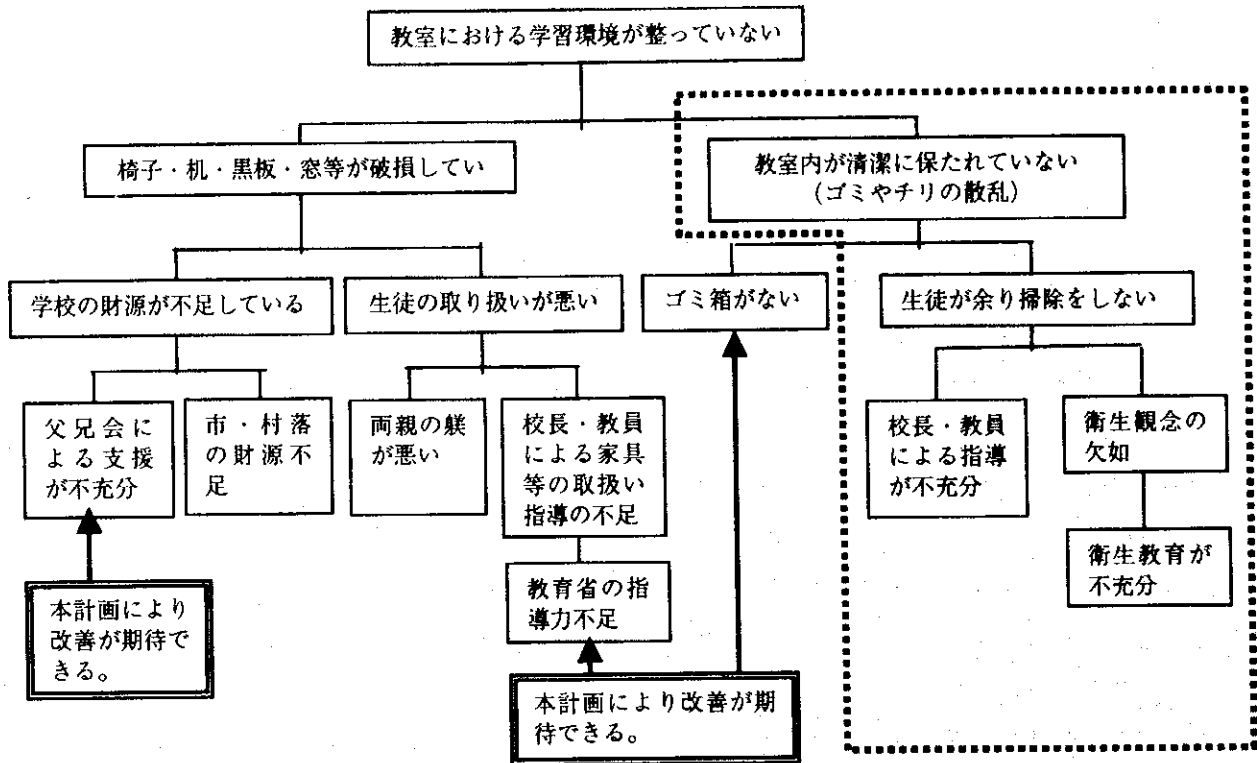
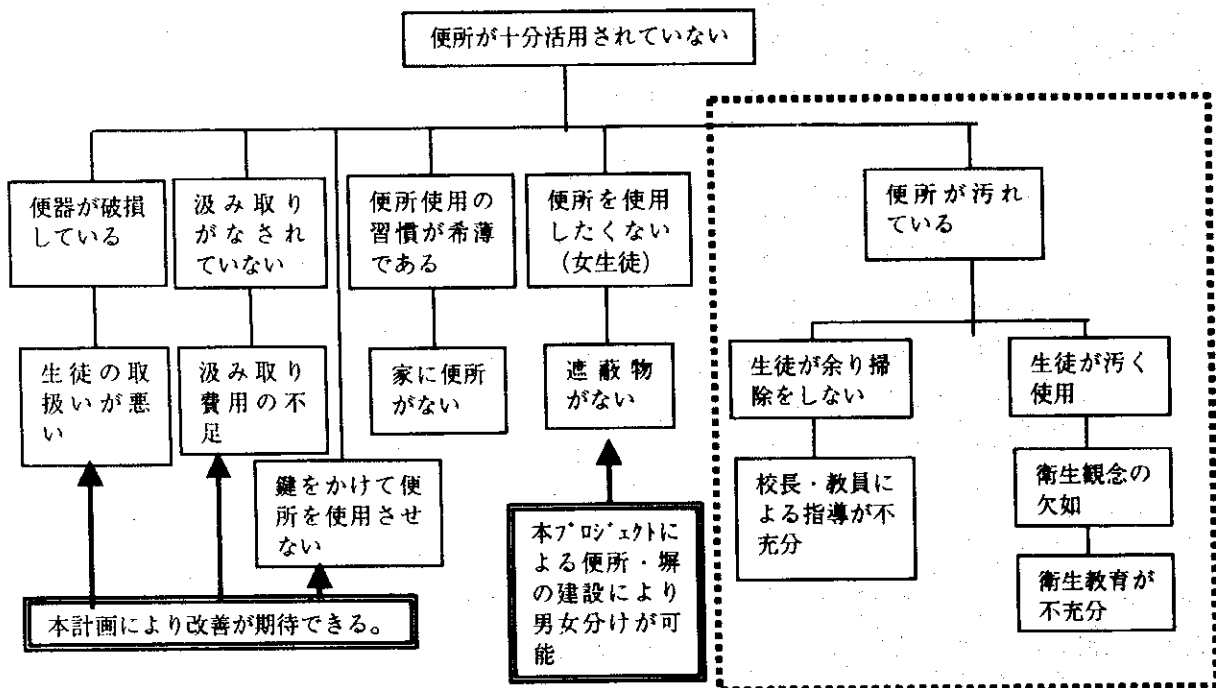


図2 便所に関する問題系図



⋯⋯: 本ソフトコンポーネントの実施により解決可能と考えられる問題点。

2) ソフトコンポーネント導入の必要性

以上の問題分析のとおり、我が国の協力により建設される施設についても必ずしも維持管理（補修あるいは清掃）が継続的に実施されるとは限らず、施設が有効に使われないことが危惧される。そのため、本プロジェクトにおける施設完成後も小学校の校長、教員、父兄会及び生徒自身によって維持管理が継続して行われるような方策が必要である。さらに、父兄会が学校の運営・維持管理に積極的に参加することも必要である。

したがって、本プロジェクトによる学校施設の拡充・新設のみならず、これらの施設が引渡された後も有効に使用されるための基盤作りとしてソフトコンポーネントが必要である。

本ソフトコンポーネントにおいては、大きな費用負担が発生せず、教員や生徒の行動様式を変革させることにより改善が可能な教室や便所の適切な使用・清掃・維持管理を活動の範囲とする。費用負担の大きい机・椅子等の補修は対象としない。

そのために必要な本ソフトコンポーネントの主要な成果は、下記のとおりである。

- ① 生徒、教員、父兄会が教室や便所の適切な使用方法・維持管理（清掃）の必要性（衛生教育）を理解する。
- ② 生徒と教員により構成される「学校衛生クラブ」が設立される。
- ③ 「学校衛生クラブ」が中心となり教室及び便所の清掃が行われる。

注：「衛生教育」は、水や空気による細菌感染、汚水の処理、ゴミの処理等の日常生活に密着した衛生内容とする。

マリ国の「PRSP」に記述されているように、生徒が学業を継続するためには生徒自身の健康を維持することが重要であり、かつ学校で学習・体験したことは生徒自身の行動様式、並びに家族の行動様式に大きな変化をもたらすものと期待されるため、本ソフトコンポーネントの実施は必要なものと考えられる。

3. ソフトコンポーネントの基本方針

本ソフトコンポーネントを導入するに際し、以下の5点を基本方針とする。

(1) 協力の対象

小学校施設の内、教室及び便所を対象とする。また、本ソフトコンポーネントではこれら施設の清掃を主たる維持管理ととらえる。

(2) 「学校衛生クラブ」の主体的な活動

「学校衛生クラブ」による主体的な活動を学校に定着させ、本ソフトコンポーネント協力終了後も継続してこれらの活動が行われることを最も重要な目標とする。そのため、日本国コンサルタント及び NGO の協力は必要最小限にとどめる。

(3) 「ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）」の設置

教育省内に、教育省、保健省及びユニセフの代表者、NGO、日本国コンサルタントから構成される「ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）」を設置し、本ソフトコンポーネントに係る意志決定、定期連絡等の円滑な実施に必要なマネジメントを行う。

(4) 「学校衛生管理委員会（仮称）」の設立

協力対象校に地区教育指導センター、校長、教員、父兄会代表から構成される「学校衛生管理委員会（仮称）」を設立し、その管理委員会が主体となって「学校衛生クラブ」の活動を監督・推進する。

(5) 協力対象校の選択

協力対象校はベースライン調査の分析結果を基に、本プロジェクトの全協力対象校 91 校の内から各地区教育指導センター（CAP）の管轄地域から 2 校ずつ選択し、本ソフトコンポーネントを実施する。すなわち、第 1 期の対象校 13 校から 6 校、第 2 期の対象校 38 校から 12 校、第 3 期の対象校 40 校から 8 校を選択する予定である。

なお、本ソフトコンポーネント実施対象外となる本プロジェクト対象校に対し、地区教育指導センター（CAP）が、第 1 期校（13 校のうち 7 校）には第 2 期に、第 2 期校（38 校のうち 26 校）には第 3 期に、「学校における清掃・維持管理セミナー」を実施し、必要な場合には NGO が補助する。また、第 3 期校（40 校のうち 32 校）及び本プロジェクトの協力対象校とはならない近隣校にも波及効果をもたらすよう、地区教育指導センター（CAP）が、「学校における清掃・維持管理セミナー」を実施する。

4. 本ソフトコンポーネントの目標

上記の背景及び本ソフトコンポーネント導入の必要性を踏まえ、本プロジェクトの目標は「本ソフトコンポーネント対象校の学校施設が適切に維持管理される。」とする。

また、プロジェクトの上位目標は「本ソフトコンポーネント対象地域の学校施設が適切に維持管理される。」とする。

5. 具体的な活動と期待される成果

本ソフトコンポーネントの活動とその結果から期待される成果は、以下のとおりである。

1) 「ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）」の設置

活動 教育省は省内に、教育省、保健省及びユニセフの代表者、地区教育指導センター（CAP）、NGO、日本国コンサルタントから構成される「ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）」を設置する。

なお、地区教育指導センター（CAP）は、ソフトコンポーネント実施対象校を指導・監督するセンターとする。また、定期連絡会の開催時期については設置時に決める。

期待される成果：本ソフトコンポーネントに係る意志決定、定期連絡等の円滑な実施に必要なマネジメントが行われる。

2) ベースライン調査の実施

活動 1-1 対象校 91 校に対するベースライン調査を実施する。

活動内容：

- ① 日本国コンサルタントの指示により、NGO は対象校の教室及び便所の状態、掃除の実施者・回数、便所の利用状況、水源（飲料水）、汚水処理、生徒の家庭内の状況（掃除の有無、便所の掃除、飲料水、下水）等に関するベースライン調査票を作成する。
- ② NGO は、各期（第 1 期:13 校、第 2 期:38 校、第 3 期:40 校）における対象校（校長、教員、父兄会）に対しベースライン調査票を用いて調査を実施し分析する。また、教室や便所の状況については写真で記録する。
- ③ NGO は、ベースライン調査結果を基に、各期毎のソフトコンポーネント実施予定対象校リスト（案）を作成し、ソフトコンポーネント実施委員会の承認を得て決定する。

期待される成果：

- ① 現状に関するデータ、小学校を選択する際の資料及び実施後の効果測定に必要な指標等が収集・整理される。（指標として、掃除の回数やゴミ箱数の増加、父兄による維持管理費の納入率の増加、教室内や便所の清潔さの変化、生徒の行動様式の変化等が考えられる。）
- ② ソフトコンポーネントを実施する必要性が教育省、州教育センター、地区教育指導センター、教員及び住民等の関係者に理解される。

3) 啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター及び「学校衛生クラブ設立ガイドライン」の作成

活動 1-2 「学校施設の清掃・維持管理セミナー」のため、啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター及び「学校衛生クラブ設立ガイドライン」を作成する。

- ① NGO は、教育省が作成した既存の保健衛生に関する教材、他ドナー（他 NGO も含む）が作成した保健衛生に関する教材、学校施設の維持管理に関するマニュアル及びポスター、学校保健（衛生）クラブに関する事例等について調査し基本資料を収集し報告表にまとめる。
- ② NGO は、収集資料（教材、マニュアル、ポスター等）及びベースライン調査結果を基に、啓蒙用教材（案）、維持管理マニュアル（案）及び啓蒙ポスター（案）の 3 点が関連性を持つように作成する。また、「学校衛生クラブ設立ガイドライン」（案）を作成する。
- ③ NGO は、教育省、保健省及びユニセフ代表者、学校関係者の参加を得てワークショップを開き、NGO が事前に作成した啓蒙用教材（案）、維持管理マニュアル（案）、啓蒙ポスター（案）、「学校衛生クラブ設立ガイドライン」（案）及びベースライン調査結果を発表し議論を行う。また、ワークショップ報告書を作成する。
- ④ NGO は、ワークショップで議論された啓蒙用教材（ドラフト）、維持管理マニュアル（ドラフト）、啓蒙ポスター（ドラフト）及び「学校衛生クラブ設立ガイドライン」（ドラフト）に関し、ワークショップの議論を基に修正案を作成し、ソフトコンポーネント実施委員会の承認を得て完成させる。これらの主な対象者と内容は、下記のとおり。

これらの主な対象者と内容は、下表のとおり。

成果品	対象者	内容
7) 啓蒙用教材	生徒、教員、父兄会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所使用後の手洗いの励行 ・ ゴミはゴミ箱あるいはゴミ集積場に捨てること ・ きれいな水を飲むこと ・ 便所と井戸との距離は置くこと ・ 下水の溝を作ること ・ 便所の汲み取りは定期的に行うこと ・ 部屋の採光をよくすること 等 ・ 病気の原因（寄生虫、微生物、食中毒） 以上の事項に関し、イラストと簡単な文章で説明する。
イ) 維持管理マニュアル	生徒、教員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室では水を撒き床を掃くこと ・ 天井や壁のほこりを払うこと ・ 教室内にはゴミを散らかさないこと ・ 便所はほうきやブラシで汚物等を穴に捨てること等 以上の事項に関し、イラストと簡単な文章で説明する。
ウ) 啓蒙ポスター	生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物や壁の陰で用を足さず便所を使うこと ・ 用を足した後は手を洗うこと ・ ゴミはゴミ箱に捨てること 以上の事項に関し、イラストで説明する。
エ) 学校衛生クラブ 設立ガイドライン	「学校管理委員会」（後述）、地区教育指導センター（CAP）	構成メンバーの選出方法、資格、人数、任期、責任、活動内容等を記載する。

なお、「学校衛生クラブ」結成後の指導・分析・評価を基に、第2期及び第3期には改訂を検討する。

期待される成果：

- ① 啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター、「学校衛生クラブ設立ガイドライン」が作成される。

以下の事項4)～6)は各期毎に実施する。

4) 「学校施設の清掃・維持管理セミナー」の実施

活動 1-3 校長、教員、父兄会及び生徒代表に対し「学校施設の清掃・維持管理セミナー」を実施する。

活動内容：

- ① NGO は各対象校を巡回し、各学校の校長、教員、父兄会及び生徒代表に対し学校施設の清掃に関する理解を深めるため啓蒙用教材を使用し、「学校施設の清掃・維持管理セミナー」を開催する。
- ② NGO は、セミナーにおいてベースライン調査結果について紹介すると共に、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター及び「学校衛生クラブ設立ガイドライン」について説明する。また、その中で「学校衛生クラブ」の設立方法について説明する。
- ③ NGO は学校の維持管理に関し父兄会の理解を深め、その役割を明確にする。特に、教室・便所の備品等（掃除用具等）の購入・整備に係る維持管理費の管理方法について具体的方策を父兄会と協議する。

- ④ NGO の指導の下、校長が地区教育指導センター（CAP）、校長、教員、父兄会代表者から構成される「学校衛生管理委員会」（仮称）を設立し、保健クラブ担当の教員2名を決定する。
- ⑤ セミナー後、学校衛生管理委員会は全生徒に対して啓蒙用教材を利用して同様のセミナーを実施し、全生徒の衛生知識の向上を図る。

期待される成果：①校長、教員、父兄及び全生徒の衛生知識が向上する。

②父兄会が学校の維持管理の責任に関し理解する。

③「学校衛生管理委員会」（仮称）が設立される。

5) 「学校衛生クラブ」の結成

活動 2-1 「学校衛生クラブ」を結成する。

活動内容：

- ① 「学校施設の清掃・維持管理セミナー」を実施後速やかに（1週間以内）、学校衛生管理委員会は、学校衛生クラブを「学校衛生クラブ設立ガイドライン」にそって結成する。このクラブは監督教員2名、各学年代表2名（男女1名ずつ）の計14名から構成される（案）。
- ② NGO は、巡回指導を行い、「学校衛生クラブ」結成が進んでいない場合、結成に必要な補助を行う。
- ③ 監督教員の指導の下、「学校運営委員会」をサブコミッティとして、「学校衛生クラブ」が中心（コア）となり生徒の掃除当番を決定し教室及び便所の清掃を行う。

期待される成果：

① 「学校衛生クラブ」が結成される。

② 学校施設の清掃が実施される。

③ 「学校衛生クラブ」により清掃状況等が検査・指導される。

6) 「学校衛生クラブ」のモニタリングと指導

活動 2-2 「学校衛生クラブ」活動のモニタリングを行う。

活動 2-3 「学校衛生クラブ」活動を指導する。

活動内容：

- ① NGO は、校長及び監督教員の指導は進んでいるのか、「学校衛生クラブ」がうまく機能しているのか、学校施設（教室、便所）が定期的に掃除されているのか等をモニタリングし、必要な場合は指導する。
- ② NGO は、モニタリング結果を報告書にまとめソフトコンポーネント実施委員会に報告し評価・検討を行う。

期待される成果：

① 「学校衛生クラブ」の活動状況、施設の清掃状況が把握される。

② モニタリングで判明した問題点が整理されるとともに、それらについて指導が行われる。

7) 本ソフトコンポーネント実施の総合評価報告書の作成と教育省での報告会の実施

活動 a: NGO は、各期の終了時に総合評価報告書をソフトコンポーネント実施委員会に提出する。

活動b：NGOは、第3期終了時に総合評価報告書をソフトコンポーネント実施委員会に提出し、報告会を開く。

期待される成果：

- ① 各期のソフトコンポーネント実施結果の状況が把握される。
- ② ソフトコンポーネント実施委員会メンバー以外の人々に活動状況が理解される。

以上の項目1)から項目7)をまとめると、

- ・中央レベルでは、「ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）」が、本ソフトコンポーネントの実施活動全般に関し協議・承認するため、教育省内に設置される。
- ・各学校レベルでは、各期毎にNGOが各対象校において、「学校における清掃・維持管理セミナー」を開催した後、「学校衛生管理委員会（仮称）」が設立され、「学校衛生クラブ設立ガイドライン」にそって「学校衛生クラブ」が結成される。

これらの過程で啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター及び「学校衛生クラブ設立ガイドライン」が作成され、本ソフトコンポーネントの対象校以外にも継続して普及させていくことが可能である。

なお、父兄会が「学校衛生管理委員会（仮称）」の構成員となり学校の維持管理に関する理解を深めることによって、学校家具や教材の購入費用、机・椅子・窓・ドア等の補修費用の納入状況とその納入費用の管理が改善されるものと期待される。また、教育省が本ソフトコンポーネント実施の意義を理解することにより、州教育センター（AE）及び地区教育指導センター（CAP）に対し教育省の指導が行われ、各学校への維持管理予算が確保されることが期待される。

6. 実施体制

1) 実施体制

本ソフトコンポーネントは、本プロジェクトによる施設建設（教室、校長室、便所）の一環として実施されるもので、マリ国教育省が施主（責任機関）となる。

教育省は、省内に「ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）」を設置し、その実施委員会が本ソフトコンポーネント実施のための諸活動及び啓蒙用教材等の承認を行い、NGOからの活動報告は次回の諸活動に反映させる。また、協力対象校では校長が議長である「学校衛生管理委員会（仮称）」を設立し、その管理委員会が「学校衛生クラブ」への指導・監督を行う。

日本国コンサルタントは、マリ国での経験豊富な非政府組織（NGO）と契約して活用し、本ソフトコンポーネント実施の進捗状況を監督し助言する。

本ソフトコンポーネント実施にあたり、これらの組織間の関係と役割は、以下のとおりである（図3）。

図3 各組織間の関係と役割

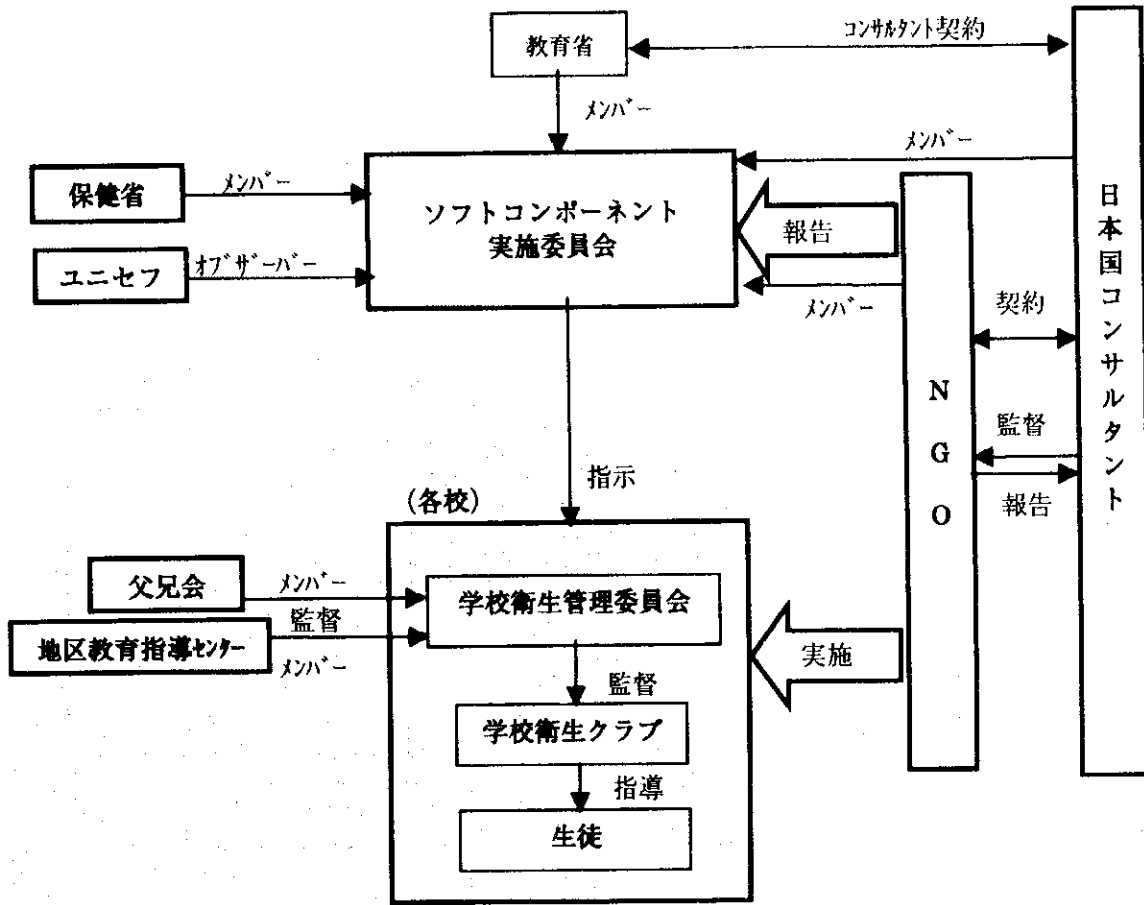
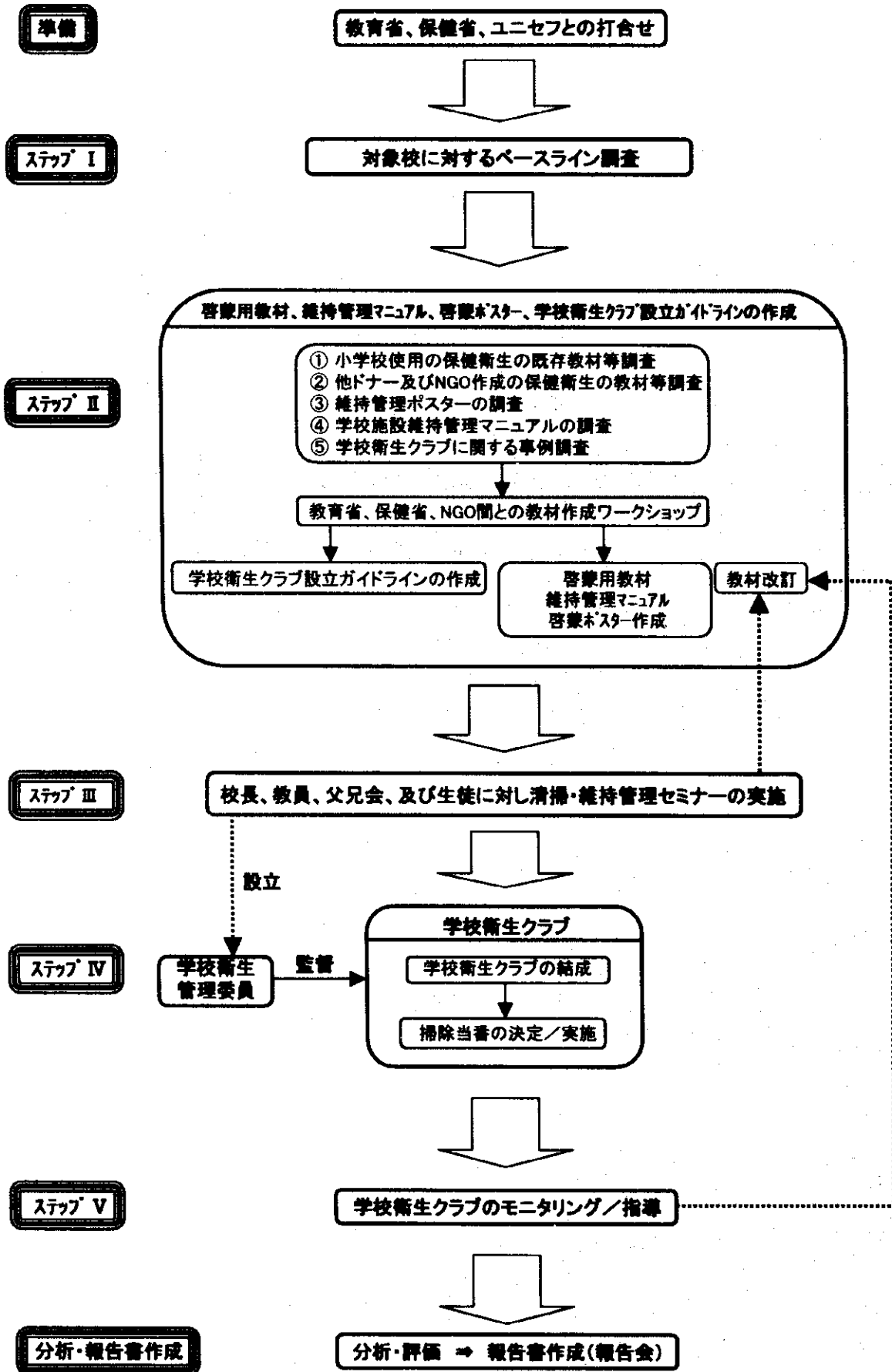


図4 ソフトコンポーネント実施チャート



2) 活動実施機関の主な役割

本ソフトコンポーネントを実施するための各実施機関の主たる役割は、以下のとおりである（表2）。

表2 活動実施機関の主な役割

実施機関	主な役割
1.日本国コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトコンポーネント全体の実施管理 ・本プロジェクトの教室・便所建設工事の工程調整 ・啓蒙用教材・維持管理マニュアル・啓蒙ポスター作成の管理 ・ソフトコンポーネント実施校の選択 ・セミナーの実施管理 ・第1期、第2期、第3期におけるセミナーの管理、指導・評価・分析 ・第1期、第2期、第3期の活動終了報告書の作成 ・ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）へのメンバー参加
2.NGO	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトコンポーネント全体の実施 ・本プロジェクト協力対象校91校のベースライン調査実施 ・啓蒙用教材等、維持管理及び啓蒙ポスターの収集と各々の（案）作成 ・ワークショップの開催 ・ソフトコンポーネント実施校の選択 ・セミナーの実施 ・セミナー後に教員が実施する一般生徒への啓蒙活動の指導助言 ・セミナー後巡回指導し、学校衛生クラブの活動状況や効果等を分析・評価・報告書作成 ・第1期、第2期、第3期の活動終了報告書の作成 ・コンサルタント、教育省等への報告 ・ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）へのメンバー参加
3.教育省	<ul style="list-style-type: none"> ・全面的なソフトコンポーネントの協力・実施 ・ソフトコンポーネント実施のための担当者決定 ・ソフトコンポーネント実施協力対象校となる学校、地区教育指導センター、州教育センターへの協力指示 ・予算措置/予算化 ・ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）の設置及び同委員会の開催 ・教材・マニュアル・ポスター作成のための資料提出
4.保健省	<ul style="list-style-type: none"> ・教材・マニュアル・ポスター作成のための資料提出 ・ワークショップでのアドバイス ・ソフトコンポーネント実施委員会へのメンバー参加 ・地区担当官の学校衛生管理委員会（仮称）への出席
5.ユニセフ	<ul style="list-style-type: none"> ・教材・マニュアル・ポスター作成のための資料提出 ・ワークショップでのアドバイス ・ソフトコンポーネント実施委員会へのメンバー参加
6.協力対象校	<ul style="list-style-type: none"> （本プロジェクト協力対象校91校に対して） ・ベースライン調査への協力 （ソフトコンポーネント実施校に対して） ・ソフトコンポーネント実施への全面的な協力 ・維持管理セミナーへの参加・父兄の動員 ・維持管理セミナーに参加する生徒代表の選定 ・教員による一般生徒への啓蒙活動の実施 ・学校衛生クラブの設立と活動 ・NGOによる指導・分析・評価への協力 ・学校衛生管理委員会（仮称）の設立・開催
7.父兄会	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理セミナーへの参加 ・啓蒙内容の（可能な限り）家庭内での実施 ・学校衛生管理委員会（仮称）の設立・開催の協力 ・学校備品等の維持管理費の管理方法に関する協議と協力
8.生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・代表生徒のセミナーへの参加学校衛生クラブへの参加（生徒代表） ・学校衛生クラブへの協力（一般生徒） ・教室・便所の清掃による維持管理の実施

3) NGO に求められる要件

本ソフトコンポーネント実施のための NGO に求められる要件は、下記のとおりである。

- ① マリ国（特に本プロジェクトの対象地域）において、教育分野及び保健衛生分野で啓蒙活動の実績を持つこと。
- ② 本プロジェクト期間（3期）を通じて活動できること。
- ③ NGO 職員を専任担当者とする。ただし、専任担当者としては、教育分野、保健分野及び（財務）会計分野においてリーダー的な立場で啓蒙活動を実施した経験を持ち、英語でコミュニケーションが可能な者とする。
- ④ 「学校の清掃・維持管理セミナー」実施時には、NGO が専門トレーナーを雇用すること。

7. 先方政府負担事項

我が国は本ソフトコンポーネント導入のための活動費用は負担するが、マリ国側の負担事項は、下記のとおりである。

- ① 教育省職員等の参加費用等（旅費交通費、宿泊費等）
- ② 協力対象校に配置されるゴミ箱、バケツ、改良水かめ等の消耗品

8. 留意事項

本ソフトコンポーネントの実施に当っては、本プロジェクトが3期分（第1期：2002年6月～2003年3月、第2期：2003年1月～2004年3月、第3期：2003年12月～2005年3月）で実施されることを鑑み、主として第1期はセミナー用教材・維持管理マニュアル・啓蒙ポスターの作成と清掃・維持管理セミナー、第2期及び第3期に学校関係者への清掃・維持管理セミナーを実施する。

9. PDM(Project Design Matrix)

本ソフトコンポーネントのPDM(Project Design Matrix)と工程表は次のとおりである(表3、図4)。

表3 本ソフトコンポーネントのPDM(Project Design Matrix)

プロジェクトの要約	指標	指標への入手手段	外部条件
上位目標 本計画対象校及び近隣校の学校施設が適切に維持管理される。	・近隣校における学校衛生クラブの結成数と活動状況	・NGOによる調査	
プロジェクト目標 本ソフトコンポーネント対象校の学校施設が適切に維持管理される。	・ベースライン調査時と比較して学校施設の有効利用の増加	・NGOによる調査	・教育省と保健省が「貧困撲滅」計画に沿って学校における衛生を改善する。
成果 1 学校施設の清掃による維持管理に関し校長、教員、父兄会及び生徒の理解が深まる。 2 「学校衛生クラブ」の主体的な活動のもと、学校施設の清掃が実施される。	1-1 セミナー用教材の作成と配布数・配布先 1-2 マニュアルの作成と配布数・配布先 1-3 「学校衛生クラブ設立ガイドライン」の作成 1-4 各セミナー開催数 1-5 各セミナー参加者数 2-1 学校衛生クラブの活動実績 2-2 教室及び便所の週当り掃除回数の増加 2-3 維持管理マニュアル及びポスターの配付実績数	・セミナー開催報告書 ・NGOによる確認作業 ・セミナー開催報告書 ・NGOによる確認作業 ・対象校の学校衛生クラブの管理記録 ・NGOによる確認作業	・学校施設に関する教育省の基本的政策に変更がない。 ・対象校の全生徒が協力する。
活動 1-1 対象校91校に対するベースライン調査を実施する。 1-2 啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター及び「学校衛生クラブ設立ガイドライン」を作成する。 1-3 校長、教員、父兄会及び生徒代表に対し「学校施設の清掃・維持管理セミナー」を実施する。 1-4 学校衛生管理委員会を作る。 2-1 「学校衛生クラブ」を結成する。 2-2 「学校衛生クラブ」活動のモニタリングを行う。 2-3 「学校衛生クラブ」活動を指導する。	投入 マリ国側 ・教育省担当官 ・校長、教員 ・予算措置	日本側 ・日本人コンサルタント ・予算措置 ・NGO 職員の雇用	・セミナーを受けた校長や教員が対象校に勤務し続けて協力する。 前提条件 ・第二次小学校建設計画が3期で実施される。 ・学校関係者が本ソフトコンポーネントに賛同する。

10. 活動の詳細

本ソフトコンポーネント活動の詳細は、以下のとおりである（表4）。

表4 本ソフトコンポーネント活動の詳細

活動内容	実施者と対象者								時期	活動(開催)場所
	教育省	CAP	保健省	ユニセフ	NGO	日本国 コンタクト	他ドナー	学校		
	●実施主体 ○対象者 ○ドナー △アドバイザー									
準備段階：教育省・NGOとの計画打合せ協議、ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）の設置										
1)教育省・NGOとの計画打合せ協議 目的：教育省及びNGOと各期毎の計画について打合せ協議を実施する。 主として、第1期では本ソフトコンポーネントの実施方法について、第2、第3期は前期の報告と当期の計画について確認する。	○				○	●			1期：2002年6月 2期：2003年3月 3期：2004年3月	バマコ
2)ソフトコンポーネント実施委員会（仮称）の設置 目的：教育省内に、本ソフトコンポーネントに係る意志決定、定期連絡等の円滑な実施に必要なマネジメントを行なうためソフトコンポーネント実施委員会を設置する。	●	○	○	△	○	○			1期：2002年6月 2期：2003年3月 3期：2004年3月	バマコ
ステップ I 対象校におけるベースライン調査										
1)対象校における学校施設のベースライン調査票の作成 目的：本プロジェクトの協力対象校（91校：第1期13校、第2期：38校、第3期：40校）に対し、各期毎に学校施設（教室、便所）の使用状況等について調査するためのベースライン調査票を作成する。					●	○			1期：2002年8月	バマコ
2)対象校における学校施設のベースライン調査の実施 目的：本プロジェクトの協力対象校（91校：第1期13校、第2期：38校、第3期：40校）に対し、各期毎に学校施設（教室、便所）の使用状況等について調査し、現状を把握する。		○			●			○	1期：2002年10月 2期：2003年5月 3期：2004年5月	1期：ケコロ 2期：バマコ 3期：セゲー
3)本ソフトコンポーネント実施対象校の決定 目的：NGOが作成した本ソフトコンポーネント実施対象校リスト（案）を、実施委員会が承認する。	●				○	○			1期：2002年10月 2期：2003年6月 3期：2004年6月	1期：ケコロ 2期：バマコ 3期：セゲー

ステップ II 啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター、「学校衛生クラブ設立のためのガイドライン」の作成										
1)小学校における既存の衛生に関する教材等の収集 目的：教育省及び保健省が作成している保健衛生分野の教材等を本計画の教材に反映させるため収集する。	○		○		●				1期：2002年10月	バマコ
2)他ドナー及びNGO作成の衛生に関する教材等の収集 目的：他ドナー及びNGO作成の衛生に関する教材を本計画の教材に反映させるため収集する。				○	●			○	1期：2002年10月	バマコ
3)学校施設の維持管理に関する既存のマニュアル及びポスターの収集 目的：既存のマニュアル及びポスターを本計画で作成するマニュアル及びポスターに反映させるため収集する。	○		○	○	●			○	1期：2002年10月	バマコ
4)学校保健クラブに関する事例調査 目的：ユニセフが実施した事例を含む他ドナー等プロジェクトの事例等を本計画に反映させるため収集する。	○		○	○	●			○	1期：2002年10月	バマコ
5)啓蒙用教材(案)、維持管理マニュアル(案)、啓蒙ポスター(案)及び「学校衛生クラブ設立のためのガイドライン」(案)の作成 目的：収集した資料を基に、各々の(案)を作成する。					●				1期：2002年10月	バマコ
6)ワークショップにて、啓蒙用教材(ドラフト)、維持管理マニュアル(ドラフト)、啓蒙ポスター(ドラフト)及び「学校衛生クラブ設立のためのガイドライン」(ドラフト)の作成 目的：ワークショップで討議し、各々の(ドラフト)を作成する。	○		△	△	●			△	1期：2002年10月	バマコ
7)啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター及び「学校衛生クラブ設立のためのガイドライン」の作成 目的：ワークショップで作成されたドラフトを基に、実施委員会が承認した後、完成する。	○				●			△	1期：2002年10月	バマコ
8)教材等の改訂 目的：第1期に作成した啓蒙用教材等に関し、必要があれば訂正する。	○				●				2期：2003年10月 3期：2004年9月	バマコ

ステップ III 「学校施設の清掃・維持管理に関するセミナー」の実施											
1) 「学校施設の清掃・維持管理セミナー」の実施準備 目的：「学校施設の清掃・維持管理セミナー」実施のため、啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター、「学校衛生クラブ設立ガイドライン」を確認し、文房具等を用意する。							●			1期：2002年12月 2期：2003年10月 3期：2004年9月	1期：刈コ/6校 2期：バマコ/12校 3期：セグ-/8校
2) 学校施設の清掃・維持管理セミナーの実施 目的：校長、教員、父兄会及び生徒に対し衛生教育を通して「学校施設の清掃・維持管理に関するセミナー」を実施する。	△	○					●	△	◎	1期：2003年2月 2期：2003年11月 3期：2004年10月	1期：刈コ 2期：バマコ 3期：セグ-
3) 「学校衛生管理委員会（仮称）」の設立 目的：協力対象校に地区教育指導センター、校長、教員、父兄会代表から構成される学校衛生管理委員会（仮称）を設立し、その管理委員会が主体となって「学校衛生クラブ」活動を監督・推進する。		○					○	△	●	1期：2003年2月 2期：2003年11月 3期：2004年10月	1期：刈コ 2期：バマコ 3期：セグ-
ステップ IV 「学校衛生クラブ」の結成											
1) 「学校衛生クラブ」の結成 目的：セミナー実施後、学校施設（教室、便所）の清掃を実施するため、生徒及び教員から構成される「学校衛生クラブ」を結成させる。		○					○	△	●	1期：2003年2月 2期：2003年11月 3期：2004年10月	1期：刈コ 2期：バマコ 3期：セグ-
2) 学校施設の掃除分担の決定 目的：「学校衛生クラブ」を中心として学校施設の掃除分担を決める。							△		●	1期：2003年2月 2期：2003年11月 3期：2004年10月	1期：刈コ 2期：バマコ 3期：セグ-
ステップ V 「学校衛生クラブ」のモニタリング・指導											
1) 「学校衛生クラブ」のモニタリング・指導 目的：本計画の協力校を回って「学校衛生クラブ」の活動状況をモニタリングし、(必要な場合) 指導する。		△					●	△	◎	2期：2003年4～6月 3期：2004年4～6月 2004年11月～2月	2期：刈コ 3期：バマコ セグ-
2) 「学校衛生クラブ」のモニタリング結果の報告 目的：「学校衛生クラブ」の活動状況等のモニタリング結果を報告する。	◎						●			2期：2003年4～6月 3期：2004年4～6月 2004年12月～2月	第2期：刈コ 第3期：バマコ セグ-
各最終段階：総合報告書作成、報告会の実施											
1) 本ソフトコンポーネント実施の報告 目的：本ソフトコンポーネントの報告書を作成し、ソフトコンポーネント実施委員会に報告する。	◎		△	△			●	△		第1期：2003年2月 第2期：2004年2月	バマコ
2) 報告会の実施 目的：本ソフトコンポーネント実施委員会に対し、完了報告書を提出し報告会を行なう。	◎	△	△	△			●	△	△	第3期：2005年2月	バマコ

別添 ソフトコンポーネント工程表

年度		平成14年度												平成15年度												平成16年度											
		2002年												2003年												2004年											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
活動項目		1期工事工程: 8.5ヶ月												2期工事工程: 12.0ヶ月												3期工事工程: 12.0ヶ月											
1期工事完了														工事完了												工事完了											
2期工事完了																										工事完了											
3期工事完了																																					
ステップI	1 対象校におけるベースライン調査準備																																				
	2 対象校におけるベースライン調査の実施																																				
	3 州教育センター(DAE)、地方教育指導センター(CAP)、州保健事務所への説明																																				
	4 対象校におけるベースライン調査集計・分析																																				
	5 ソフトコンポーネント実施対象校の決定																																				
	1 既存の保健衛生に関する小学生用教材等調査																																				
	2 他ドナー及びNGO作成の保健衛生に関する教材等調査																																				
	3 学校施設の維持管理に関する既存のマニュアル及びポスターの調査																																				
	4 学校保健クラブに関する事例調査																																				
	5 収集資料を基に、啓蒙用教材(英)、維持管理マニュアル(英)、啓蒙ポスター(英)、学校保健クラブ設立ガイドライン(英)の作成																																				
6 教育省、保健省、ユニセフ、NGO間との教材作成ワークショップの開催																																					
7 教育省、保健省、ユニセフ、NGO間との教材作成ワークショップの開催(ドラフト作成)																																					
8 ソフトコンポーネント実施委員会(仮称)の討議・承認																																					
9 啓蒙用教材、維持管理マニュアル、啓蒙ポスター、学校保健クラブ設立ガイドラインの完成																																					
10 教材等の改訂																																					
* 教材・ポスター等印刷(外注)																																					
ステップII	1 学校施設の清掃・維持管理セミナーの開催																																				
	2 地方教育指導センター(CAP)、対象校、州保健事務所への説明																																				
	3 「学校施設の清掃・維持管理セミナー」の実施準備進捗状況把握																																				
	4 校長、教員、父兄会及び生徒に対し「学校施設の清掃・維持管理セミナー」の実施																																				
	5 「学校衛生管理委員会(仮称)」の設立																																				
ステップIV	1 学校保健クラブの結成																																				
	2 掃除当番の決定																																				
ステップV	* 学校衛生管理委員会による学校施設の維持管理に関する全生徒への指導																																				
	1 学校衛生クラブのモニタリング・指導																																				
2 学校衛生クラブのモニタリング結果の報告																																					
報告書作成・報告	1 報告書作成																																				
	2 最終評価報告書作成																																				
	3 完了報告																																				

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

4-1 プロジェクトの効果

本プロジェクトの実施により、バマコ特別区、クリコロ州、セグー州、シカソ州における小学校 91 校に 405 教室、倉庫付き校長室 32 室、便所棟 115 棟(415 便房)を建設し、また便所を含む施設の使用・維持管理に関するソフトコンポーネントを実施することにより、以下の効果が期待できる。

(1) 直接効果

現状	本プロジェクトでの対策 (協力対象事業)	プロジェクトによる改善
① 教室が不足するために、2部授業や複式授業を実施せざるを得ない状況にある。	91校の計画対象校において258教室を拡充する。	現状生徒数 62,885 (2001年)に対し、推計生徒数 67,913 (2005年)になり、5,000名以上の生徒が新たに就学できる環境が整備される。 1教室当り 110人 (2001年) が 82人 (2005年) となる。
② 小学校の校舎は老朽化して使用に耐えない程傷んだものも多く、また藁小屋などの仮設教室も多い。そのため生徒は劣悪な環境での学習を余儀なくされている。	147教室の老朽化した教室や仮設教室を建替える。	生徒はより良好な環境で学習できる。
③ 校長室さえ備えていない小学校が多い。そのため円滑な学校運営に支障をきたしている。	校長室がない、あるいは存在しても老朽化したり、狭いなど不適切なものは建替もしくは拡充する。1学校に校長室が1室存在するように32室の校長室を建設する。	適正な学校運営を行うことが可能となる。
④ 学校の衛生的な教育環境を保つために必要な便所がない学校が多い。	便所がない、あるいは存在しても老朽化したものは建替え、各学校に適切な数の便所が存在するよう115棟415便房を建設する。	生徒は衛生的な環境で学習することができる。 1便房当り 160人 (2001年) が 89人 (2005年) となる。
⑤ 学校施設の日常的な維持管理は、父兄と地域住民からなる父兄会(学校運営委員会)によって行われているが、施設の維持管理の重要性に対する認識が希薄である。そのため、本プロジェクトによる学校施設が必ずしも適正に維持管理されとは限らない。	計画対象校を対象とした便所を含む学校施設の維持管理体制強化のため「維持管理支援型」のソフトコンポーネントを実施、「学校衛生クラブ」を設立する。	便所を含む施設の維持管理体制が確立され、施設が有効に使用されるようになる。

(2) 間接効果

現状	プロジェクトでの対策 (協力対象事業)	プロジェクトによる改善
マリ国では小学校の施設の維持管理は、州教育センター (AE) と地区教育指導センター (CAP) と校長、父兄と地域住民に代表される父兄会 (学校管理委員会) に任されている。	便所を含む学校施設の使用・維持管理に関するソフトコンポーネントを実施する。	州教育センター (AE)、地区教育指導センター (CAP) 及び父兄会 (学校管理委員会) により、小学校施設の維持管理に対する意識の変革をうながし、管理能力の向上に繋がる。また、本計画対象校以外の学校にも同様の活動が普及されることが期待される。

4-2 課題・提言

本プロジェクトによって建設される学校施設が継続的かつ有効的に使用され、将来にわたり維持管理されるために、マリ国側は、下記の課題に取り組む必要がある。

① 教員の適正配置と再訓練

地方自治体及びコミュニティは本計画で拡充される教室に対し、適正数の教員を配置する。また、教員の教育能力及び指導力を向上するため、州教育センター及び地区教育指導センターは契約教員制度の内容を充実し、制度の定着を図るとともに、継続的に校長や教員の研修、再教育を実施する。

② 校長による適正な学校運営

各学校の校長は、CAP の支援を得て、「学校管理委員会」を設立し、学校教育全般及び学校施設の維持管理に関して学校間の情報交換を行う等、より良い改善を行う。

③ 本協力校以外の学校における「学校における清掃・維持管理セミナー」の実施

州教育センター (AE) 及び地区教育指導センター (CAP) は、ソフトコンポーネントの導入によって開催された「学校における清掃・維持管理セミナー」の内容を検討し、本協力対象校以外の小学校においても学校管理委員会 (父兄会) の活動を活発にし、学校施設の維持管理及び学校運営に積極的に参加させるようにする。

4-3 プロジェクトの妥当性

本プロジェクトは、下記の事由により我が国の無償資金協力の対象案件として妥当である。

① 国家教育目標

本プロジェクトは、マリ国の「教育開発10ヶ年プログラム」の目標である2010年までに初等教育の就学率95%を達成するため、10年間で18,000教室を建設するという計画の一部を構成するものである。

② 初等教育の改善、人造りに合致し、数多くの地域住民が裨益する。

③ 教育省の人材、技術、資金で運営・維持管理を行うことができ、過度に高度な技術を必要としない。

④ 我が国の無償資金協力の制度により、特段の困難なくプロジェクトが実行可能である。

4-4 結論

本プロジェクトは、前述のように多大な効果が期待されると同時に、本プロジェクトが広く地域住民のBHN向上に寄与するものであることから、協力対象事業の一部に対して、我が国の無償資金協力を実施することの妥当性が確認される。さらに、本プロジェクトの運営維持管理についても、相手国側体制は人員・資金ともに十分で問題ないと考えられ、本プロジェクトは円滑かつ効果的に実施しうると考えられる。

しかし、本計画をより効率的かつ効果的なものとするためには、以下の点が改善される必要がある。

① マリ国教育省により新たに導入される契約教員制度が確実に実施されるとともに、教員の質的な向上に必要な対策が効果的に実施されること。

② マリ国教育省、州教育センター、地区教育指導センターの指導のもと、学校施設の維持管理が住民参加による協力を得ながら適切に行われること。

資料編

資料

資料-1 調査団員・氏名

(1) 基本設計調査

本間 稜	団長／総括	国際協力事業団 無償資金協力部 業務第一課
高瀬 由康	業務主任者／建築・機材計画	株式会社 大建設計
西村 邦雄	社会環境／教育計画	同 上
鈴木 敏彦	施設・設備計画1	同 上
中村 光明	施設・設備計画2	同 上
渡辺 道雄	施工・調達計画／積算	同 上
菊池 康	通訳（仏語）	同 上

(2) 基本設計概要説明調査

本間 稜	団長／総括	国際協力事業団 無償資金協力部 業務第一課
高瀬 由康	業務主任者／建築・機材計画	株式会社 大建設計
西村 邦雄	社会環境／教育計画	同 上
菊池 康	通訳（仏語）	同 上

資料-2 調査日程

1) 基本設計調査

	官団員	業務主任 /建築・機材計画	通訳	社会環境 /教育計画	施設・設備計画Ⅰ	施設・設備計画Ⅱ	施工・調達計画 /概算	
1	6/9 (土)	東京発>パリ着						
2	6/10 (日)	パリ発>ダカール着						
3	6/11 (月)	日本大使館、JICA事務所 表敬訪問+計画説明 ダカール発>バマコ着						
4	6/12 (火)	マリ国外務省、教育省表敬						
5	6/13 (水)	教育省と協議(インセプションレポート・質問書配布、説明、協議)			サイト調査方針の確認+サイト調査協議/概算調書配布			
6	6/14 (木)	教育省と協議			調査対象サイト+サイト調査日程の確定			
7	6/15 (金)	類似施設調査+合同サイト調査:バマコ(3校/3班)						
8	6/16 (土)	類似施設調査:バマコ発						
9	6/17 (日)	資料整理						
10	6/18 (月)	協議議事録協議			建設事情調査+調査調査+概算調査			
11	6/19 (火)	協議議事録署名			サイト調査:バマコ特別州(8校/3班)			
12	6/20 (水)	バマコ>ダカール	UNICEF, USAID訪問+団内会議			サイト調査準備		
13	6/21 (木)	ダカール発	バマコ<セグーへ移動/セグー泊			バマコ<セグーへ移動/セグー泊		
14	6/22 (金)	パリ着>パリ発	州教育省事務+住民集会(セグー州:2校) セグー泊			サイト調査:セグー州(8校/3班) セグー泊		
15	6/23 (土)	東京帰着	サイト調査:セグー州(6校/3班)セグー泊					
16	6/24 (日)	調査結果整理						
17	6/25 (月)	セグー州(ニオ/CAP+ブワ/CAP+セグー-CAP)打合 セグー泊			サイト調査:シカ州(5校/3班) セグー泊			
18	6/26 (火)	住民集会(シカ州:2校) セグー泊			サイト調査:シカ州(9校/3班) セグー泊			
19	6/27 (水)	NGO(Africare)訪問+サイト調査:セグー州(1校/1班) セグー泊			サイト調査:シカ州(8校/3班) セグー泊			
20	6/28 (木)	NGO(コネクション・レゾナル)訪問 セグー泊			サイト調査:セグー州(8校/3班) セグー泊			
21	6/29 (金)	NGO(ENDA)訪問 セグー泊			サイト調査:セグー州(8校/3班) セグー泊			
22	6/30 (土)	団内会議+資料整理						
23	7/1 (日)	セグー>バマコへ移動						
24	7/2 (月)	EA+CAP打合(クリコ州)			サイト調査:クリコ州(8校/3班)			
25	7/3 (火)	住民集会(クリコ州:2校)			サイト調査:クリコ州(7校/3班)			
26	7/4 (水)	NGO(ワールドエデュケーション+セーブザチルドレン)AFDX訪問			サイト調査:クリコ州(6校/3班)			
27	7/5 (木)	ドナ-会議出席+教育省と協議 援助機関(フランス大使館)訪問			サイト調査:クリコ州(6校/3班)			
28	7/6 (金)	UNICEF訪問+教育省と協議			サイト調査:バマコ特別州(9校/3班)			
29	7/7 (土)	団内会議+資料整理						
30	7/8 (日)	調査結果整理						
31	7/9 (月)	AE+CAP打合(バマコ特別州)			サイト調査:バマコ特別州(8校/3班)			
32	7/10 (火)	住民集会(バマコ特別州:2校)			サイト調査:バマコ特別州(9校/3班)			
33	7/11 (水)	GT2訪問+教育省と協議			サイト調査:バマコ特別州(7校/3班)+概算調書回収			
34	7/12 (木)	教育省と協議(質問書回答)			サイト調査:バマコ特別州(6校/3班)			
35	7/13 (金)	教育省と協議(質問書回答等)+調査結果報告			建設事情調査+補足サイト調査			
36	7/14 (土)	資料整理			バマコ発			
37	7/15 (日)	バマコ発>ダカール着			バマコ>パリ着			
38	7/16 (月)	日本大使館、JICAへ報告、ダカール発			東京着			
39	7/17 (火)	パリ着/教育機材調査						
40	7/18 (水)	教育機材調査						
41	7/19 (木)	パリ発						
42	7/20 (金)	東京着						

2) 基本設計概要説明

	官団員	業務主任 /建築・機材計画	社会環境 /教育計画	通訳
1 10/28 (日)	東京発>パリ着			
2 10/29 (月)	パリ発>バマコ着			
3 10/30 (火)	マリ国外務省、教育省表敬訪問 教育省訪問(基本設計概要説明)			
4 10/31 (水)	教育省訪問(基本設計概要説明)			
5 11/01 (木)	教育省訪問(基本設計概要説明)			
6 11/02 (金)	協議議事録に関する協議			
7 11/03 (土)	施設調査			
8 11/04 (日)	団内会議			
9 11/05 (月)	補足資料状況調査 協議議事録署名			
10 11/06 (火)	バマコ発>ガール着	NGO訪問+ワフトコンボ-ネット協議		
11 11/07 (水)	日本大使館/JICA事務所 ガール発>	NGO訪問+ワフトコンボ-ネット協議		
12 11/08 (木)	>パリ着 パリ発>	NGO訪問+ワフトコンボ-ネット協議		
13 11/09 (金)	>東京着	NGO訪問+ワフトコンボ-ネット協議 バマコ発>		
14 11/10 (土)			>パリ着 パリ発>	
15 11/11 (日)			>東京着	

資料—3 関係者(面会者)リスト

(1) 基本設計調査

1) 日本国在外交官等関係者

(1) 在セネガル日本国大使館

間瀬 博幸	二等書記官
星野 大輔	二等書記官

(2) JICA セネガル事務所

黒川 恒男	所長
天野 真由美	次長
阪口 佳代	広域企画調査員

2) マリ国政府関係者

(1) 外務在外マリ人省

Mme Traoré Rokiatou GUIKINE	トラオレ・ロキアト・ギキネ	国際援助局長
M Yassaoungo KONE	ヤソング・コネ	文民行政官 2 国間援助部長

(2) 教育省

M Kénékouo dit Barthélémy TOGO	ケネク・ディ・バルテレミ・トゴ	次官
M Témoré TIOULENTO	テモレ・ティウレント	官房長
M Souleymane GOUNDIAM	スレイマン・グンディアム	技術顧問
M Mamadou KEITA	ママドゥ・ケイタ	技術顧問
M Lalifou SAMAKE	ラリフ・サマケ	技術顧問
M Youssou DIAKITE	ユスー・ディヤキテ	技術顧問
M Daouda SAKHO	ダウダ・サコ	技術顧問
M Youba BA	ユバ・バ	総務財務局長
Pr. Aboubacrine ALPHA	アルファ・アブバクリヌ	企画統計局長・施設建設に関するドナー委員会委員長
M Abou DIARRA	アブ・ディアラ	国立教育センター長
M MAIGA	マイガ	基礎教育局副局長
Mme Fatoumata CAMARA	ファツウマタ・カマラ	教育計画室代理室長
M Ouarazan DEMBELE	ワラザン・デンベレ	教育計画室技術設計部長
M Diarra AMADI	アマディ・ディアラ	基礎教育総局、基礎教育部、公立学校・保健担当官
M Mamadou DIABATE	ママドゥ・ジャバテ	教員養成部長
M Adam KEITA	アダム・ケイタ	技術設計部
M Julien DAKO	ジュリアン・ダコ	技術設計部
M Mohamadou El Hadji DICKO	モハマドゥ・ディコ	技術設計部

M Cheickma TOURE	シェイクマ・トゥール	基礎教育総局、学校設立、開設、増設担当
Mme Maimouna TAPO	メモナ・タポ	女子就学教育課長
M Fanta Mady KEITA	ファンタ・マディ・ケイタ	女子就学教育フォローアップ担当

3) その他

(1) フランス協力

M Alain CHABERT アラン・シャベール 教育省基礎教育支援室

(2) 在バマコフランス開発事業団 (AFD)

M François GIL フランソワ・ジル 副所長

M Samba KOUYATE サンバ・クヤテ 調査担当官

(3) ドイツ技術協力公社 (GTZ)

Mme Inge VON DER LEY インゲ・ヴォン・デル・レイ 主席技術顧問

M Wilfreid HOFFER ウィルフレド・ホファー 建設省特別顧問

(4) 米国国際開発庁(USAID)

M Jeff RAMIN ジェフ・ラミン 教育プログラムコーディネーター、
青年チーム

(5) オランダ王国大使館

M Theo M.P. OLTJETEN テオ・M.P.オルトテン 教育顧問

(6) オペック (OPEC)

M Mohamed TRAORE モハメド・トラオレ オペック室室長

M Mohamoudou WADIDIE モハマドゥ・ワディディエ
ハックアッププロジェクトエンジニア・コーディネーター

M Ismaila DIALLO イスマイラ・ディアロ
オペックプロジェクト建築家・コーディネーター

(7) 世銀

M Abouloulaye KY アボルライエ・キ アフリカ人材開発第2課
(元教育相次官)

(8) 国連児童基金

M Mamidou MAIGA マミドゥ・マイガ 水・下水プロジェクト管理官

M Diaz Diaz RAFAEL ディアズ・ディアズ・ラファエル 水・下水プロジェクト副管理官

M Idrissa DIARRA イドリサ・ディアラ 教育担当管理官

M Solomani SANGARE ソロマニ・サンガレ 教育担当副管理官

M Jean BARKA ジャン・バルカ 教育担当技術顧問

(9) アフリカ青年、保健、教育プロジェクト、セグー

M Singaré BACHIAKA サンガレ・バシアカ コーディネーター

M Gaoussou BERTHE ガウス・ベルト 保健担当顧問

M Dionkou COULIBALY ディオンク・クリバリ 教育担当顧問

(10) セグー州 NGO コーディネーション

M Tidiani Youba DIAKITE	ティディアニ・ユバ・ディアキテ	コーディネーター
Mme Ulla MESSERICH SANTARA	ウラ・メッセリッヒ・サンタラ	技術顧問
M Issa KONFOUROU	イサ・コンフル	フォローアップ担当

(11) ENDA 第三世界

M Amadou Mamadou DIARRA	アマドゥ・ママドゥ・ディアラ	コーディネーター
-------------------------	----------------	----------

(12) ワールドエデュケーション, パマコ

M Souleymane KANTE	スレイマン・カンテ	コーディネーター
M Abdoulaye TOURE	アブドレイエ・トゥーレ	教育プログラム担当
Mme Aminata SIMBARA	アミナタ・サンバラ	教育プログラム補佐

(13) カナダ協力プログラム支援ユニット

M Jacques BEDARD	ジャック・ベダール	所長
------------------	-----------	----

(14) セーブ・ザ・チルドレン USA (サヘルフィールドオフィス)

M Mamadou MILLOGO	ママドゥ・ミロゴ	教育プログラムマネージャー
-------------------	----------	---------------

(2) 基本設計概要説明調査

1) 日本国在外交官等関係者

(1) 在セネガル日本国大使館

間瀬 博幸

二等書記官

(2) JICA セネガル事務所

黒川 恒男

所長

阪口 佳代

広域企画調査員

2) マリ国政府関係者

(1) 外務在外マリ人省

M. Sidiki Lamine SOW

シディキ・ラミン・ソウ

国際援助副局長

M Tigué GUIROU

チゲ・ギルー

日本国援助担当官

(2) 教育省

M Youba BA

ユバ・バ

総務財務局長

Pr. Aboubacrine ALPHA

アルファ・アバクリス

企画統計局長・施設建設に関するドナー委員会委員長
教育計画室技術設計部長

M Ouarázan DEMBELE

ワラザン・デンベレ

基礎教育総局、基礎教育部、
公立学校フォローアップ・保健担当官

M Diarra AMADI

アマディ・ディアラ

基礎教育総局、基礎教育部、
公立学校フォローアップ・保健担当官
技術設計部

M Adam KEITA

アダム・ケイタ

3) その他

(1) オランダ王国大使館

M Theo M.P. OLTHETEN

テオ・M.P.オルトテン

教育顧問

(2) 国連児童基金

M Mamidou MAIGA

マミドゥ・マイガ

水・下水プロジェクト管理官

(3) ワールドエデュケーション、バマコ

M Leslie William LONG

レスリー・ウィリアム・ロング

副所長

Mme Aminata SIMBARA

アミナタ・サンバラ

教育プログラムアシスタント

(4) アフリケア：AFRICAIRE

M D. COULIBARI

ディオク・クリバリ

教育顧問

(5) セイブ・ザ・チルドレン U.S.A. (サヘルフィールドオフィス)

M. Mamadou MILLOGO

ママドゥ・ミロゴ

教育プログラムマネージャー

資料-4 マリ共和国の社会経済事情

国名	マリ共和国
	Republc of Mali

一般指標				
政体	共和制	*1	首都	バマコ (Bamako) *2
元首	大統領/アルファ・ウマール・コナレ	*1,3	主要都市名	セグ、モプチ *3
独立年月日	1960年9月22日	*3,4	労働力総計	5,175千人 (1999年) *6
主要民族/部族名	バンバラ人、フニ人、セヌオ人等	*1,3	義務教育年数	9年間 (年) *13
主要言語	フランス語、アラビア語、バンバラ語	*1,3	初等教育就学率	48.9% (1997年) *6
宗教	イスラム教80%、伝統的宗教18%	*1,3	中等教育就学率	12.6% (1997年) *6
国連加盟年	1960年9月28日	*12	成人非識字率	59.7% (2000年) *13
世銀加盟年	1963年9月27日	*7	人口密度	8.67人/km2 (1999年) *6
IMF加盟年	1963年9月27日	*7	人口増加率	2.5% (1980-99年) *6
国土面積	1,241.00千km2	*1,6	平均寿命	平均 51.20 男 50.20 女 52.20 *10
総人口	10,584千人 (1999年)	*6	5歳児未満死亡率	223 (1999年) *6
			カロリー供給量	2,029.0 cal/日/人 (1997年) *10

経済指標				
通貨単位	CFAフラン (Franc)	*3	貿易量	(1997年)
為替レート	1 US \$ = 736.64 (2001年12月)	*8	商品輸出	561.6百万ドル *15
会計年度	Dec. 31	*6	商品輸入	-551.9百万ドル *15
国家予算	(年)		輸入カバー率	4.3(月) (1999年) *14
歳入総額		*9	主要輸出品目	綿花、家畜、金 *1
歳出総額		*9	主要輸入品目	機械、消費物資、食料品 *1
総合収支	-9.2百万ドル (1997年)	*15	日本への輸出	1.3百万ドル (2000年) *16
ODA受取額	349.3百万ドル (1998年)	*18	日本からの輸入	5.7百万ドル (2000年) *16
国内総生産(GDP)	2,670.00百万ドル (1999年)	*6		
一人当たりのGNI	240.0ドル (1999年)	*6	総国際準備	355.1百万ドル (1999年) *6
分野別GDP	農業 46.5% (1999年)	*6	対外債務残高	3,182.8百万ドル (1999年) *6
	鉱工業 16.7% (1999年)	*6	対外債務返済率(DSR)	14.3% (1999年) *6
	サービス業 36.8% (1999年)	*6	インフレ率 (消費者価格物価上昇率)	5.8% (1990-99年) *6
産業別雇用	農業 男 % 女 % (1996-98年)	*6		
	鉱工業 % % (1996-98年)	*6	国家開発計画	第2次拡大構造調整ファシリティー (1999-2001) *11
	サービス業 % % (1996-98年)	*6		
実質GDP成長率	3.6% (1990-99年)	*6		

気象 (1961年~1990年平均) 観測地:バマコ(北緯12度32分、西経7度57分、標高381m) *4,5													
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均/計
降水量	0.1	0.3	3.3	17.5	48.7	127.1	229.5	277.0	191.8	60.1	3.5	1.0	959.9 mm
平均気温	24.9	27.8	30.5	31.9	31.2	28.7	26.4	25.6	26.2	27.5	26.6	24.3	27.6 ℃

- *1 各国概況(外務省)
- *2 世界の国々一覽表(外務省)
- *3 世界年鑑2000(共同通信社)
- *4 最新世界各国要覽10訂版(東京書籍)
- *5 理科年表2000(国立天文台編)
- *6 World Development Indicators2001(WB)
- *7 BRD Membership List(WB)
- IMF Members' Financial Data by Country(IMF)
- *8 Universal Currency Converter

- *9 Government Finances Statistics Yearbook1999(IMF)
 - *10 Human Development Report2000,2001(UNDP)
 - *11 Country Profile(EIU),外務省資料等
 - *12 United Nations Member States
 - *13 Statistical Yearbook 1999(UNESCO)
 - *14 Global Development Finance2001(WB)
 - *15 International Financial Statistics Yearbook 2000(IMF)
 - *16 世界各国経済情報ファイル2001(世界経済情報サービス)
- 注:商品輸入については複式簿記の計上方式を採用しているため
支払い額はマイナス標記になる

国名	マリ共和国
	Republic of Mali

項目	年度	1995	1996	1997	1998	1999
技術協力		0.59	1.64	2.24	3.89	6.70
無償資金協力		25.76	27.99	36.69	17.94	21.35
有償資金協力		47.02				
総額		73.37	29.63	38.93	21.83	28.05

項目	暦年	1995	1996	1997	1998	1999
技術協力		1.84	1.34	1.31	2.92	6.35
無償資金協力		26.38	11.16	25.07	24.31	-2.06
有償資金協力		19.57	25.56	-0.33	-0.30	-2.06
総額		47.79	38.07	26.05	26.92	25.52

	贈与 (1) (無償資金協力・ 技術協力)	有償資金協力 (2)	政府開発援助 (ODA) (1)+(2)=(3)	その他政府資金 及び民間資金(4)	経済協力総額 (3)+(4)
二国間援助 (主要供与国)	239.7	-3.5	236.2	57.0	293.2
1. France	62.9	-3.2	59.7	23.1	82.8
2. Germany	51.4	0.0	51.4	-2.1	49.3
3. Netherland	36.1	0.0	36.1	0.0	36.1
5. Japan	27.2	-0.3	26.9	0.0	26.9
多国間援助 (主要援助機関)	68.1	47.8	115.9	4.9	120.8
1. IDA			39.0	0.0	39.0
2. EC			35.5	0.0	35.5
その他	0.8	-3.6	-2.8	0.0	-2.8
合計	308.6	40.7	349.3	61.9	411.2

技術協力：外務・在外マリ人省
無償：外務・在外マリ人省
協力隊：

*17 我が国の政府開発援助2000(国際協力推進協会)

*18 International Development Statistics (CD-ROM) 2000 OECD

*19 JICA資料

資料-5 討議議事録 (1) 基本設計調査(仏文)

PROCES VERBAL DES DISCUSSIONS RELATIVES A
L'ETUDE DU CONCEPT DE BASE
POUR LE PROJET DE CONSTRUCTION D'ECOLES FONDAMENTALES
PREMIER CYCLE PHASE II
EN REPUBLIQUE DU MALI

En réponse à une requête formulée par le Gouvernement de la République du Mali (désignée ci-après par "le Mali"), le Gouvernement du Japon a décidé de mener une Etude du Concept de Base relative au Projet de Construction d'Ecoles Fondamentales Premier Cycle Phase II en République du Mali (désigné ci-après par "le Projet"), et l'a confié à l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (JICA).

La JICA a envoyé au Mali une Mission de l'Etude du Concept de Base (désignée ci-après par "la Mission") conduite par Monsieur Minoru HOMMA de la 1ère Division de Gestion des Projets de la Direction de Gestion des Projets d'Aide Financière Non-Remboursable de la JICA pour une période d'étude sur terrain du 11 juin au 14 juillet 2001.

Les membres de la Mission ont eu une série des discussions sur le Projet avec les officiels concernés du Ministère de l'Education et ont effectué les visites de sites dans les zones ciblées de l'étude.

Au cours des discussions et des visites de sites, les deux parties ont confirmé les principaux points mentionnés en Appendice ci-joint.

Les membres de la Mission poursuivront leurs travaux et élaboreront un rapport sur l'Etude du Concept de Base.

Fait à Bamako, le 19 juin 2001

本岡 稔

Monsieur Minoru HOMMA
Chef de Mission
Mission de l'Etude du Concept de Base
Agence Japonaise de
Coopération Internationale



Monsieur Kénékouo dit Ba
Secrétaire Général
Ministère de l'Education
République du Mali



4

APPENDICE

1. OBJECTIF DU PROJET

Le présent Projet a pour objectifs d'accroître l'accès à l'école fondamentale des enfants en âge scolaire et d'améliorer le cadre d'enseignement dans les écoles fondamentales du District de Bamako et des Régions de Koulikoro, de Ségou et de Sikasso par le remplacement et l'extension d'infrastructures scolaires et la fourniture de matériels didactiques.

2. ZONES CIBLEES DU PROJET

Les zones ciblées du Projet sont :

- District de Bamako ;
- Région de Koulikoro (Koulikoro, Baguineda et Kati) ;
- Région de Ségou (Ségou, Bla et Niono) ; et
- Région de Sikasso (Koutiala).

3. ORGANISME DE TUTELLE ET ORGANISME D'EXECUTION DU PROJET

L'organisme de tutelle du Projet est le Ministère de l'Education.

L'organisme d'exécution du Projet est la Cellule de Planification et de Statistique du Ministère de l'Education.

4. CONTENU DE LA REQUETE DU GOUVERNEMENT DU MALI

Après une série de discussions avec la Mission, le Ministère de l'Education a demandé les composantes du Projet ci-dessous indiquées.

- (1) Remplacement et extension d'infrastructures scolaires dans les zones indiquées à l'article 2 ci-dessus ;
- (2) Les écoles proposées et les principales composantes d'infrastructures scolaires du Projet sont telles qu'elles sont indiquées respectivement en Annexes-1 et -2 ci-jointes.

La JICA évaluera la pertinence de la requête et formulera une recommandation au Gouvernement du Japon pour approbation.

Les écoles proposées seront étudiées et examinées sur la base des critères indiqués en Annexe-3 ci-jointe.

5. SYSTEME DE L'AIDE FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON

5-1 La partie malienne a pris bonne connaissance du système de l'Aide Financière Non-Remboursable du Japon expliqué par la Mission et présenté en Annexe-4.

5-2 Au cas où l'Aide Financière Non-Remboursable serait accordée au Projet, la partie malienne prendra les mesures nécessaires mentionnées en Annexes-5 et -6 pour une exécution sans incident du Projet.

6. CALENDRIER DE L'ETUDE

- 6-1 Les membres consultants de la Mission poursuivront les études au Mali jusqu'au 14 juillet 2001.
- 6-2 La JICA élaborera un avant-projet du rapport en français et enverra une mission pour expliquer les grandes lignes du concept de base vers octobre 2001.
- 6-3 Sur la base du résultat des discussions avec la partie malienne sur l'avant-projet du rapport, la JICA finalisera le rapport et le remettra au Ministère de l'Education avant fin décembre 2001.

7. AUTRES POINTS DISCUTES

- 7-1 Désignation du Projet
Les deux parties ont convenu que la désignation du Projet sera de "Projet de Construction d'Ecoles Fondamentales Premier Cycle Phase II".
- 7-2 Changement des écoles et des salles de classe objet de la requête
La partie malienne a expliqué qu'elle souhaite changer le contenu de sa requête comme suit et la partie japonaise l'a accepté.
 - 1) L'extension de 3 salles de classe à l'école "Sebeninkoro D" est à éliminer ;
 - 2) L'extension de 3 salles de classe à l'école "Sebeninkoro E" est à éliminer ;
 - 3) L'extension de 3 salles de classe à l'école "Djicoroni A" à changer en extension de 6 salles de classe ;
 - 4) L'extension de 3 salles de classe à l'école "Djicoroni B" à changer en extension de 6 salles de classe.
- 7-3 Nombre des écoles à intervenir et des salles de classe à construire
La partie japonaise a expliqué que le nombre total des écoles et des salles de classe demandées pour l'exécution du Projet ne serait pas entièrement couvert par le Projet selon l'évaluation de chacune des écoles.
- 7-4 Critères de conception des infrastructures
Les deux parties ont convenu que les infrastructures scolaires seront conçues de manière qu'elles soient dotées des fonctions pour satisfaire les conditions actuelles d'enseignement.
- 7-5 Travaux de démolition et salles de classe provisoires
En outre des principales mesures à prendre par la partie malienne indiquées en Annexes-5 et -6, le Ministère de l'Education s'est engagé que lorsqu'il s'agit du remplacement les travaux de démolition des bâtiments et ouvrages existants et la mise à la disposition des salles de classe provisoires pour abriter les élèves pendant la période des travaux de construction seront assurés par la partie malienne.
- 7-6 Terrains pour le Projet
La partie japonaise a demandé au Ministère de l'Education de lui remettre la lettre d'attribution de terrain garantissant l'utilisation de terrain pour chacun des sites d'écoles du Projet au plus tard le 31 août 2001, et le Ministère de l'Education l'a accepté.
- 7-7 Organigramme du Ministère de l'Education
Le Ministère de l'Education remettra à la Mission son nouvel organigramme au plus tard le 10 juillet 2001.
- 7-8 Affectation du personnel enseignant et du personnel administratif
Le Ministère de l'Education s'est engagé à doter les écoles construites du personnel enseignant et administratif requis.

ANNEXE-1 LISTE DES SITES PROPOSES OBJET DE L'ETUDE POUR LE PROJET

SOMMAIRE DES BESOINS EN SALLE DE CLASSE LES REGIONS CONCERNEES

REGION	INSPECTION	NBR SITES	NBR ECOLES	NBR SALLES DE CLASSE
DISTRICT BAMAKO	District I	8	10	36
	District II	2	5	12
	District III	5	6	33
	District IV	3	4	18
	District V	5	11	39
	District VI	5	5	21
	District VII	5	5	18
Sous Total		33	46	177
KOULIKORO	Koulikoro	8	10	51
	Baguineda	11	11	33
	Kati	9	9	39
Sous Total		28	30	123
SEGOU	Segou	13	13	60
	Bla	9	11	33
	Niono	10	10	51
Sous Total		32	34	144
SIKASSO	Koutiala	15	20	78
Sous Total		15	20	78
TOTAL		108	130	522

BESOTNS EN SALLE DE CLASSE LES REGIONS CONCERNÉES

	Code	Nom Ecole	Localisation	Besoin en salle de classe			
				Remplacer	Ajouter	Total	
DAE : District de BAMAKO CAP : Bamako District I	BM I-1	Boukassoumbougou (Kouloubieni)	Bko Ville	1	2	3	
	BM I-2	Korofina Sud	Bko Ville	1	2	3	
	BM I-3	Dioumanzana C	Bko Ville	3	3	6	
	BM I-4	Dioumanzana B	Bko Ville	0	3	3	
	BM I-5	Dioumanzana D	Bko Ville	0	3	3	
	BM I-6	Boukassoumbougou B	Bko Ville	0	6	6	
	BM I-7	M/Sikoro A	Bko Ville	0	3	3	
	BM I-8	M/Sikoro D	Bko Ville	0	3	3	
	BM I-9	Sikoro Ext II	Bko Ville	0	3	3	
	BM I-10	Bankoni A	Bko Ville	0	3	3	
	10	8sites10ecoles		5	31	36	
DAE : District de BAMAKO CAP : Bamako District II	BM II-1	Nelson Mandela A	Bko Ville	0	2	2	
	BM II-2	Nelson Mandela B	Bko Ville	0	2	2	
	BM II-3	Nelson Mandela C	Bko Ville	0	2	2	
	BM II-4	Bougouba A	Bko Ville	0	3	3	
	BM II-5	Bougouba B	Bko Ville	0	3	3	
	5	2sites5ecoles		0	12	12	
DAE : District de BAMAKO CAP : Bamako District III	BM III-1	Dravela D	Bko Ville	6	0	6	
	BM III-2	Dravela E	Bko Ville	6	0	6	
	BM III-3	Dravela A	Bko Ville	0	6	6	
	BM III-4	Tiemoko Sangaré A	Bko Ville	6	0	6	
	BM III-5	Samé	Bko Ville	0	3	3	
	BM III-6	Niomé E	Bko Ville	6	0	6	
	6	5sites6ecoles		24	9	33	
DAE : District de BAMAKO CAP : Bamako District IV	BM IV-1	Jean Richard	Bko Ville	1	5	6	
	BM IV-2	Ouobofobougou B	Bko Ville	6	0	6	
	BM IV-3	Ouobofobougou C	Bko Ville	3	0	3	
	BM IV-4	N'Tomi A	Bko Ville	0	3	3	
	4	3sites4ecoles		10	8	18	
DAE : District de BAMAKO CAP : Bamako District V	BM V-1	Djicoroni A	Bko Ville	0	6	6	
	BM V-2	Djicoroni B	Bko Ville	0	6	6	
	BM V-3	Djicoroni C	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-4	Djicoroni D	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-5	Djicoroni E	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-6	Djicoroni Flabougou	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-7	Djicoroni Dontémé A	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-8	Djicoroni Dontémé B	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-11	Lafia Cimetière	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-12	Taliko A (Confemeu A)	Bko Ville	0	3	3	
	BM V-13	Taliko B (Confemeu B)	Bko Ville	0	3	3	
		11	5sites11ecoles		0	39	39
	DAE : District de BAMAKO CAP : Bamako District VI	BM VI-1	Kalaban Cours B	Bko Ville	0	6	6
BM VI-2		Kalaban Sud B	Bko Ville	0	6	6	
BM VI-3		Baco Djicoroni A	Bko Ville	0	3	3	
BM VI-4		Sabalibougou A	Bko Ville	0	3	3	
BM VI-5		Daoudab. D	Bko Ville	0	3	3	
	5	5sites5ecoles		0	21	21	
DAE : District de BAMAKO CAP : Bamako District VII	BM VII-1	Niamakoro A	Bko Ville	0	3	3	
	BM VII-2	Missabougou	Bko Ville	0	3	3	
	BM VII-3	Dianégoula A	Bko Ville	0	3	3	
	BM VII-4	Faladé Socoura A	Bko Ville	0	6	6	
	BM VII-5	Magnambougou	Bko Ville	0	3	3	
	5	5sites5ecoles		0	18	18	
DAE : Région de KOULIKORO CAP : Koulikoro	KR 1	Koulikoro Centre 1° C A	Koulikoro Ville	4	2	6	
	KR 2	Koulikoro Centre 1° C B	Koulikoro Ville	3	3	6	
	KR 3	EDC Koulikoro BQ 1° C cle A	Koulikoro Ville	3	3	6	
	KR 4	EDC Koulikoro BQ 1° C cle B	Koulikoro Ville	3	3	6	
	KR 5	Koula 1° C	30km de Koulikoro	3	0	3	
	KR 6	Sirakorola 1° C	50km de Koulikoro	9	0	9	
	KR 7	Tougouni	80km de Koulikoro	6	0	6	
	KR 8	Kolébougou	Koulikoro Ville	1	2	3	
	KR 9	Souban 1° C	Koulikoro Ville	1	2	3	
	KR 10	N'Gbakoro	65km de Koulikoro	3	0	3	
	10	8sites10ecoles		36	15	51	
DAE : Région de KOULIKORO CAP : Baguinéda	BA 1	Dongorana	50km sur l'axe Bko-Sikasso	3	0	3	
	BA 2	Kobalacoura	Baguinéda Ville	0	3	3	
	BA 3	N' Tentoubougou	Ouélessébougou	0	3	3	
	BA 4	Moribabougou	15km de Bko	0	3	3	
	BA 5	Kanadjigoula	5km de Bko	0	3	3	
	BA 6	Diorila	Sonankoroba	3	0	3	
	BA 7	Baguinéda D	Baguinéda Ville	0	3	3	
	BA 8	Tinkélé	10km de Selingué	0	3	3	
	BA 9	Kokou	Baguinéda Ville	0	3	3	
	BA 10	Kafara	30km de Ouélessébougou	0	3	3	
	BA 11	Dara	45km de Ouélessébougou	0	3	3	
	11	11sites11ecoles		6	27	33	

	Code	Nom Ecole	Localisation	Besoin en salle de classe		
				Remplacer	Ajouter	Total
DAE : Région de KOULIKORO CAP : Kati	KT 1	Gonsolo	Sur la route de Kangaba	2	1	3
	KT2	Koko Plaine 1er Cycle	Kati Ville	6	0	6
	KT3	Kati Camp 1	Kati Ville	0	3	3
	KT4	Koko Plateau 1er Cycle	Kati Ville	6	0	6
	KT5	Zone Emmanuel 1er Cycle	Kati Ville	6	0	6
	KT6	Sébénikoro 1er Cycle	15km de Kati vers Sébénikoro	0	3	3
	KT7	Diago 1er Cycle	25km de Kati	0	3	3
	KT8	Molo B (Kati Sanafara)	Kati Ville	6	0	6
	KT9	Ouoronina	6km de Kénieroba	0	3	3
	9	9sites9ecoles		26	13	39
DAE : Région de SEGOU CAP : Ségo	SG-1	Bagadadi I' - C	Ségo Ville	0	3	3
	SG-2	Centre Commercial	Ségo Ville	0	6	6
	SG-3	Sakoiba	15km	6	0	6
	SG-4	Dougoukouna	13km	6	0	6
	SG-5	Konobougou	80km vers Bamako	3	3	6
	SG-6	Banankoroni	15km de Ségo	6	0	6
	SG-7	Barouéli I'A	100km de Ségo vers Bamako	0	3	3
	SG-8	Séguéla	100km de Ségo vers Bamako	5	1	6
	SG-9	Tiecoura Koulibaly B	Ségo Ville	0	3	3
	SG-10	Medine II (Missira I')	Ségo Ville	0	3	3
	SG-11	Darsalam B	Ségo Ville	6	0	6
	SG-12	Zagofina	5km de Ségo	1	2	3
	SG-13	Amadou H Boly	Ségo Ville	0	3	3
13	13sites13ecoles		33	27	60	
DAE : Région de SEGOU CAP : Bla	BL-1	Dougouougou A	15km de Markala	0	3	3
	BL-2	Markala 2A 1'C	Markala Ville	3	0	3
	BL-3	Sansanding A	15km de Markala	0	3	3
	BL-4	Bla 1'C -I	Bla Ville	0	3	3
	BL-5	Bla 1'C -II	Bla Ville	0	3	3
	BL-6	Bla Markeina I	Bla Ville	0	3	3
	BL-7	Bla Markeina II	Bla Ville	0	3	3
	BL-8	Dougouelo	25km de Bla	0	3	3
	BL-9	Touna 1'C	20km de Bla	0	3	3
	BL-10	Kamona	8km de Bla	0	3	3
	BL-11	Temou	17km de Markala	0	3	3
11	9sites11ecoles		3	30	33	
DAE : Région de SEGOU CAP : Niono	NI-1	Niono 1	Niono Ville	4	2	6
	NI-2	Niono 2	Niono Ville	3	3	6
	NI-3	Niono 3	Niono Ville	6	0	6
	NI-4	Siribala	30km de Niono	0	3	3
	NI-5	Sokolo	75km de Niono	5	1	6
	NI-6	Wérékela	8km de Niono	6	0	6
	NI-7	Diaky Wéré	35km de Niono	2	1	3
	NI-8	Kourouma	60km de Niono	6	0	6
	NI-9	Kolongo	100km de Ségo vers Massina	1	2	3
	NI-10	Kokry	130km de Ségo vers Massina	6	0	6
10	10sites10ecoles		39	12	51	
DAE : Région de SIKASSO CAP : Koutiala	KA-1	Sogomougou A	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-2	Sogomougou B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-3	Koulikoro 1' C Kia	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-4	Koutiala 1' C A	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-5	Koutiala 1* C B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-6	Koutiala 1' C D	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-7	Wala-Wala A	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-8	Wala-Wala B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-9	Koko A	Koutiala Ville	1	2	3
	KA-10	Koko B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-11	Koutiala C2	Koutiala Ville	2	4	6
	KA-12	Hamdallaye 1'C	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-13	N'Pessoba Village	N'Pessoba	10	2	12
	KA-14	Oula	Oula	5	1	6
	KA-15	N' Goutijina	N' Goutijina	3	0	3
	KA-16	Fonfone	Fonfone	2	1	3
	KA-17	N' Tossoni	N' Tossoni	1	2	3
	KA-18	Zansoni	Zansoni	3	0	3
	KA-19	Paguena	Paguena	3	0	3
	KA-20	Niena	Niena	6	0	6
20	15sites20ecoles		38	42	78	
Nbr Sites / Nbr Ecoles						
4 REGION/14 INSPECTION	130	108sites130ecoles		218	304	522

ANNEXE-2 COMPOSANTES DEMANDEES DU PROJET

(1) CONSTRUCTION D'INFRASTRUCTURES SCOLAIRES Y COMPRIS LE MOBILIER

- Salles de classe
- Bureaux - magasins
- Mobilier :
 - Table-bancs pour élèves ;
 - Bureau pour maître ;
 - Chaise pour maître ;
 - Tableau noir ;
 - Armoire
 - Bureau pour directeur
 - Chaise pour directeur
 - Chaises pour visiteurs
- Blocs latrines

(2) MATERIELS DIDACTIQUES (POUR LES ENSEIGNANTS)

mb

ANNEXE-3 CRITERES DE SELECTION DES SITES

- (1) Seront considérées comme prioritaires les écoles dont les infrastructures existantes sont délabrées à tel point qu'elles doivent être remplacées en urgence ;
- (2) Seront considérées comme prioritaires les écoles pour lesquelles il existe un besoin pressant en construction de salles de classe additionnelles en raison de classes pléthoriques ;
- (3) Le droit légal d'utilisation de chacun des sites du Projet doit être confirmé. De plus, chacun des sites doit être exempt d'obstacles à la construction tels que maison d'habitation spontanée.
- (4) Chacun des sites doit être en sécurité du point de vue conditions topographiques et avoir une superficie suffisante pour la construction ;
- (5) Chacun des sites doit être d'accès facile pour le transport des matériaux et matériels nécessaires à l'exécution des travaux de construction ;
- (6) Chacun des sites ne doit présenter aucun danger naturel, environnemental ou social prévisible ;
- (7) Chacun des sites ne doit avoir aucun projet de construction de salles de classe ni celui lié à l'éducation financé par d'autre donateur international ou bilatéral ou ONGs qui est en double emploi avec le présent Projet ou qui pourrait affecter une bonne mise en œuvre du présent Projet ;
- (8) Le personnel d'école, les autorités locales et les populations locales doivent appuyer leur école de la manière positive pour la gestion et la maintenance.

ANNEXE-4 PROGRAMME D'AIDE FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON

Le Programme d'aide financière non-remboursable accorde au pays bénéficiaire des fonds non-remboursables qui permettront de fournir les installations, les équipements et les services (main d'œuvre ou transport, etc.) pour le développement socio-économique du pays, selon les principes suivants et conformément aux lois et règlements afférentes du Japon.

L'aide financière non-remboursable n'est pas effectuée sous forme de don en nature au pays bénéficiaire.

1. Procédure de l'aide financière non-remboursable

Le programme d'aide financière non-remboursable est exécuté selon la procédure suivante.

- 1) - Demande (Requête effectuée par le pays bénéficiaire)
 - Etudes (Etude préliminaire/étude du concept de base effectuées par la JICA)
 - Estimation et approbation (Estimation par le gouvernement du Japon et approbation par le Conseil des ministres du Japon)
 - Détermination de l'exécution (Echange de Notes entre les deux gouvernements)
 - Exécution (Mise en œuvre du Projet)
- 2) Lors de la première étape, la requête présentée par le pays bénéficiaire, est examinée par le gouvernement du Japon (Ministère des Affaires étrangères) afin de déterminer si elle est pertinente dans le cadre de l'aide financière non-remboursable. Au cas où il serait confirmé que la requête est prioritaire en tant que projet d'aide financière non-remboursable, le gouvernement du Japon demande à la JICA de procéder à une étude.

Lors de la seconde étape, l'étude (étude du concept de base) est effectuée par la JICA ayant conclu un contrat avec une société de consultation japonaise chargée de l'exécution.

Lors de la troisième étape (estimation et approbation), le gouvernement du Japon décide, sur la base du rapport d'étude du concept de base élaboré par la JICA, si le Projet convient au cadre de l'aide financière non-remboursable.

Il est ensuite soumis pour approbation au Conseil des ministres.

Lors de la quatrième étape (détermination de l'exécution), l'exécution du Projet approuvé par le Conseil des ministres est officiellement déterminée par la signature de l'Echange de Notes entre les deux gouvernements.

Au fur et à mesure de l'exécution du Projet, la JICA accélérera le processus d'exécution en apportant son soutien au pays bénéficiaire pour la procédure d'appel d'offres, les signatures des contrats et les autres opérations nécessaires.

2. Contenu de l'étude

1) Contenu de l'étude

Le but de l'étude (étude du concept de base) effectuée par la JICA est de fournir un document de base permettant de déterminer si un projet est exécutable ou non dans le cadre du Programme d'aide financière non-remboursable du Japon. Le contenu de l'étude est le suivant :

- Confirmer l'arrière-plan de la requête, les objectifs et les effets du Projet ainsi que les

capacités de maintenance du pays bénéficiaire. nécessaires à l'exécution du Projet ;

- Evaluer la pertinence de l'aide financière non-remboursable du point de vue technologiques et socio-économique ;
- Confirmer le concept de base du plan convenu après discussions entre les deux parties ;
- Préparer un plan de base du Projet ;
- Estimer les coûts du Projet.

Le contenu de la requête initiale n'est pas obligatoirement approuvé en tant que contenu de l'aide financière non-remboursable. Le concept de base du Projet doit être confirmé par rapport au cadre d'aide financière non-remboursable du Japon.

Le gouvernement du Japon demande au gouvernement du pays bénéficiaire de prendre toutes les mesures qui pourraient s'avérer nécessaires pour assurer son indépendance lors de l'exécution du Projet. Ces mesures doivent être garanties même si elles n'entrent pas dans la juridiction de l'organisme du pays bénéficiaire en charge de l'exécution du Projet. Par conséquent, l'exécution du Projet doit être confirmée par toutes les organisations concernées du pays bénéficiaire par la signature des minutes des discussions.

2) Sélection des consultants

En vue de la bonne exécution du Projet, la JICA effectue une sélection parmi les consultants enregistrés auprès de la JICA après avoir procédé à un examen des propositions soumises par ces derniers. Le consultant sélectionné procède à l'étude du plan de base et élabore le rapport sur la base des références fournies par la JICA.

A l'étape de conclusion du contrat entre le consultant et le pays bénéficiaire après l'Echange de Notes, la JICA recommande le même consultant que celui qui a participé à l'étude du concept de base afin d'assurer une cohérence technique entre l'étude du concept de base et le plan détaillé.

3. Plan de l'aide financière non-remboursable du Japon

1) Echange de Notes(E/N)

L'aide financière non-remboursable du Japon est accordée conformément aux Notes échangées entre les deux gouvernements, et dans lesquelles sont confirmés, entre autres, les objectifs, la durée, les conditions et le montant de l'aide.

- 2) La "durée de l'aide" s'inscrit dans l'année fiscale dans laquelle le Conseil des ministres a approuvé le Projet. Toutes les procédures d'aide, Echange de Notes, conclusion des contrats avec le consultant et le contractant et paiement final à ceux-ci, doivent être achevées durant cette année fiscale.

Toutefois, en cas de retard lors de la livraison, de l'installation ou la construction due à des éléments incontrôlables tels que le désastre naturel, la durée de l'aide financière non-remboursable pourra être prolongée d'une année fiscale supplémentaire après accord entre les deux gouvernements.

- 3) L'aide doit être en principe réservée exclusivement à l'achat de produits provenant du Japon ou du pays bénéficiaire, et aux services des ressortissants japonais ou du pays bénéficiaire.

Le terme "ressortissant japonais" signifie les personnes physiques japonaises ou les personnes morales japonaises dirigées par des personnes physiques japonaises.

Lorsque les deux gouvernements le jugent nécessaire, l'aide financière non-remboursable peut être utilisée pour les produits ou les services tel que le transport d'un pays tiers (autre que le Japon ou le pays bénéficiaire).

Toutefois, dans le cadre de l'aide financière non-remboursable, les principaux contractants, à savoir le consultant, l'entrepreneur et la société de commerce nécessaires à l'exécution de l'aide doivent en principe être exclusivement des ressortissants japonais.

4) Nécessité de la vérification

Le gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé conclura les contrats en Yen japonais avec les ressortissants japonais. Ces contrats seront vérifiés par le gouvernement du Japon. Cette vérification est nécessaire car les fonds de l'aide financière non-remboursable proviennent des taxes des citoyens japonais.

5) Dispositions à prendre par le gouvernement du pays bénéficiaire

Lors de l'exécution de l'aide financière non-remboursable, le pays bénéficiaire devra prendre les dispositions suivantes :

- ① Acquérir, dégager et niveler le terrain nécessaire pour les sites du Projet,
- ② Assurer les installations de distribution d'électricité, d'approvisionnement et d'évacuation des eaux ainsi que les autres utilités nécessaires à l'intérieur et aux alentours du site,
- ③ Prévoir les bâtiments nécessaires avant les travaux d'installation dans le cas où le Projet consiste à fournir des équipements,
- ④ Prendre en charge la totalité des dépenses et l'exécution rapide du déchargement, du dédouanement dans le port de débarquement et le transport terrestre des produits achetés dans le cadre de l'aide financière non-remboursable,
- ⑤ Exonérer les ressortissants japonais de droits de douane, taxes intérieures et/ou autres levées fiscales imposées dans le pays bénéficiaire eu égard à la fourniture des produits et des services spécifiés dans les contrats vérifiés,
- ⑥ Accorder aux ressortissants japonais dont les services pourraient être requis en relation avec la fourniture des produits et des services spécifiés dans les contrats vérifiés, toutes les facilités nécessaires pour leur entrée et leur séjour dans le pays bénéficiaire pour l'exécution des travaux.

6) "Usage adéquat"

Le pays bénéficiaire est requis d'entretenir et d'utiliser les installations construites et les équipements achetés dans le cadre de l'aide financière non-remboursable de la manière adéquate et efficace et de désigner le personnel nécessaire pour le fonctionnement et la maintenance ainsi que de prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par l'aide financière non-remboursable.

7) "Réexportation"

Les produits achetés dans le cadre de l'aide financière non-remboursable ne doivent pas être réexportés à partir du pays bénéficiaire.

8) Arrangement bancaire (A/B)

- a) Le gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé devra ouvrir un compte à son nom dans une banque au Japon (ci-après dénommée "la Banque"). Le gouvernement du Japon exécutera l'aide financière non-remboursable en procédant aux paiements en Yen japonais pour couvrir les obligations du gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé conformément aux contrats vérifiés.
- b) Les paiements seront effectués lorsque les demandes de paiement seront présentées par la Banque au gouvernement du Japon conformément à l'Autorisation de Paiement émise par le gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé.

9) Autorisation de paiement (A/P)

Le Gouvernement du pays bénéficiaire devra régler à la banque la commission de notification de l'autorisation de paiement et la commission de paiement.

ANNEXE-5 MESURES NECESSAIRES A PRENDRE PAR CHAQUE GOUVERNEMENT

No	Mesures	à couvrir par le don du Japon	à couvrir par la partie malienne
1.	Obtenir une superficie de terrain suffisante		●
2.	Défrichage et mise à niveau du terrain si nécessaire		●
3.	Construction de clôtures et portails dans et autour de terrain		●
4.	Construction du parking	●	
5.	Construction de la route		
	1) A l'intérieur du site	●	
	2) A l'extérieur du site	●	●
6.	Construction du bâtiment	●	
7.	Fourniture des installations de distribution d'électricité, d'alimentation en eau, d'évacuation des eaux et autres installations connexes		
	1) Electricité		
	a. Branchement du site à la ligne de distribution		●
	b. Câbles de descente et câbles internes à l'intérieur du site	●	
	c. Transformateur et disjoncteur principaux	●	
	2) Alimentation en eau		
	a. Branchement du site au réseau de distribution d'eau de la ville		●
	b. Système de distribution d'eau à l'intérieur du site (réservoir de réception et surélevés)	●	
	3) Drainage		
	a. Branchement du site au réseau de drainage de la ville (égout, eau des pluies, etc.)		●
	b. Système de drainage (Evacuation des eaux de toilette, eaux usées ordinaires, des eaux de pluies et autres)	●	
	4) Alimentation en gaz		
	a. Branchement du site au réseau de distribution de la ville		●
	b. Système d'alimentation en gaz à l'intérieur du site	●	
	5) Réseau téléphonique		
	a. Branchement du répartiteur d'entrée (MDF) de l'immeuble à la ligne téléphonique interurbaine		●
	b. MDF et lignes internes après le répartiteur	●	
	6) Mobilier et équipements		
	a. Mobilier général (maquettes, rideaux, tables, chaises et autres)	●	●
	b. Equipements concernant le Projet	●	
8.	Prise en charge des commissions bancaires suivantes de la banque japonaise pour les services bancaires basés sur les A/B		
	1) Commission de notification de l'A/P		●
	2) Commission de paiement		●
9.	Déchargement et dédouanement au port de débarquement du pays bénéficiaire		
	1) Transport vers le pays bénéficiaire par mer (air) de produits d'origine du Japon	●	
	2) Exonération d'impôts et dédouanement des produits au port de débarquement du pays bénéficiaire		●
	3) Transport à l'intérieur du pays entre le port de débarquement et le site	(●)	(●)
10.	Accorder aux ressortissants japonais dont les services pourraient être requis dans le cadre de la fourniture des produits ou dans le cadre du contrat toutes les facilités nécessaires pour assurer leur entrée au pays bénéficiaire et y permettre leur séjour afin qu'ils puissent exécuter leurs services		●
11.	Exonérer les ressortissants japonais des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges financières qui pourraient être imposés par le gouvernement du pays bénéficiaire à l'égard de la fourniture des produits et services effectués en vertu des contrats vérifiés		●
12.	Entretien et utiliser correctement et efficacement les installations construites et les équipements fournis dans le cadre de l'aide financière non-remboursable		●
13.	Prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par l'aide financière non-remboursable, nécessaires à la construction des installations ainsi qu'au transport et à la mise en place des équipements		●

amb

ANNEXE-6 MESURES A PRENDRE PAR LE GOUVERNEMENT DU MALI

Le gouvernement du Mali est tenu d'accorder à la Mission les facilités ci-dessous mentionnées pour une bonne mise en œuvre de l'Etude :

1. Fournir à la Mission d'Etude les données, les informations et les documents nécessaires à la mise en œuvre de l'étude ;
2. Obtenir, dégager, niveler et défricher les sites pour le Projet avant l'exécution du Projet ;
3. Affecter le budget ainsi que le personnel enseignant et le personnel administratif adéquats pour un fonctionnement et une maintenance appropriés des infrastructures et matériels fournis dans le cadre de l'aide financière non-remboursable ;
4. Assurer un dédouanement sans délais des équipements importés au Mali dans le cadre de l'aide financière non-remboursable ;
5. Accorder aux ressortissants japonais dont les services pourraient être requis dans le cadre de la fourniture des produits ou dans le cadre des contrats vérifiés toutes les facilités nécessaires pour assurer leur entrée au pays bénéficiaire et y permettre leur séjour afin qu'ils puissent exécuter leurs services ;
6. Exonérer les ressortissants japonais des droits de douane, des taxes internes y compris les taxes sur valeurs ajoutées (TVA) et d'autres charges financières qui pourraient être imposés par le gouvernement du pays bénéficiaire à l'égard de la fourniture des produits et services effectués en vertu des contrats vérifiés ;
7. Prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par l'aide financière non-remboursable nécessaire à l'exécution du Projet ;
8. Prendre en charge les commissions de notification de l'Autorisation de Paiement et de paiement d'une banque japonaise pour les services bancaires basés sur l'Arrangement Bancaire.

mh

K

基本設計調査(和訳)

マリ共和国第二次小学校建設計画 基本設計調査協議議事録

マリ共和国（以降「マリ」と称す）政府の要請に基づき、日本国政府は、第二次小学校建設計画（以降「本計画」と称す）に関する基本設計調査の実施を決定し、日本国国際協力事業団（JICA）にその調査を依頼した。

JICA は、2001年6月11日より7月14日にかけて、JICA 無償資金協力計画管理部 計画管理第一課）本間 稔 氏を団長とする基本設計調査団（以降「調査団」と称す）をマリに派遣した。

調査団は、教育省の関係者と計画について一連の協議を行い、また調査対象地域での現場調査を行った。

協議及び現地調査を通じて、双方は互いに以下の付属書に言及されるように要点を確認した。

調査団は今後更に詳細に調査を行い、基本設計調査報告書を取りまとめる。

バマコ、2001年6月19日

本間 稔
基本設計調査団長
日本国 国際協力事業団

Kénékouo dit Barthélemy TOGO
次官
教育省
マリ共和国

付属書

1. 計画の目的

本計画の目的は、教育施設の建替えと拡充、ならびに教育機材の支給を行うことにより、パマコ地区、クリコロ州、セグー州、シカソ州の小学校における就学環境を改善し、就学年齢に達した児童達の小学校への入学機会を向上させることである。

2. 本計画の対象地域

本計画の対象地域は以下である。

- パマコ地区
- クリコロ州 (クリコロ、バギンダ、カティ)
- セグー州 (セグー、ブラ、ニョオノ)
- シカソ州 (クチャラ)

3. 本計画の責任機関および実施機関

本計画の責任機関は教育省である

本計画の実施機関は教育省企画立案・統計局である

4. マリ政府よりの要請内容

調査団との一連の協議の結果、教育省は、本プロジェクトの以下に示すような構成要素を要請した。

- (1) 上記第2項に示される地域における教育施設の建替えと拡充
- (2) 提示された学校と、本プロジェクトの主要な教育施設の構成要素は、それぞれ別添-1と-2に示されるものとする。

JICA は本要請の適性を評価し、提言を行ない日本国政府の承認に付するものとする。

提議された学校は別添-3に示される基準を下にして、調査を受け、検討されるものとする

5. 日本国無償資金協力システム

- 5-1 マリ側は調査団より説明され、別添4に示す日本国の無償資金協力システムを理解した。
- 5-2 本計画が無償資金協力の下で実施される場合、マリ側は計画の順調な実施のために別添5、6に示す必要措置を講じるものとする。

6. 今後のスケジュール

- 6-1 調査団のコンサルタント団員は2001年7月14日までマリでの調査を続ける。
- 6-2 JICA は、仏語による基本設計概要書を用意し、その内容説明のために2001年10月頃にマリに調査団を派遣する。

6-3 基本設計概要書の内容がマリ側により原則として了承されれば、JICA は、最終調査報告書を作成し、2001年12月末までにセネガル側に送付するものとする。

7. その他協議事項

7-1 本計画の名称

両者は本計画の名称を「第二次小学校建設計画」とすることで同意した。

7-2 要請の対象である学校と教室の変更

マリ側はその要請の内容を以下のように変更する希望があると説明し、日本側はそれを了承した。

- 1) 「セベニンコロ D」校の3教室拡充は中止する
- 2) 「セベニンコロ E」校の3教室拡充は中止する
- 3) 「ジコロニ A」校の3教室拡充は、6教室拡充に変更する
- 4) 「ジコロニ B」校の3教室拡充は、6教室拡充に変更する

7-3 対象とする学校数と、建設する教室数

日本側は、本計画の実施にあたって、各学校についての評価に従って、要請された学校や教室の全数が完全に本計画によってカバーされるわけではない旨を説明した。

7-4 施設を設計する基準

両者は、教育施設が現在の教育条件を満足するような機能を持つべく設計されることで合意した。

7-5 解体工事と仮設教室

別添-5と-6に指示されているマリ側でとるべき主要な対処処置以外に、教育省は、建替えの場合は既存の建物や構造物の解体工事と、建設工事の間の生徒たちを受け入れる仮設教室の準備がマリ側によって保障されることを約束した。

7-6 本計画の敷地

日本側は教育省に対して、遅くとも2001年8月31日までに、本計画の学校サイトの各敷地についてその使用を保障する旨の敷地の帰属レターを日本側に提出するように要請し、教育省はそれを了承した。

7-7 教育省の組織

教育省は調査団に遅くとも2001年7月10日までに新しい組織図を提出するものとする。

7-8 教員と、管理人員の配属

教育省は、建設された小学校に対し、必要な教員と、管理人員を配属すべく約束した。

別添-1 本計画の調査対象となる提案されたサイトのリスト

地域別教室数

地域	地区	サイト数	学校数	教室数
バマコ特別区	バマコ第1地区	8	10	36
	バマコ第2地区	2	5	12
	バマコ第3地区	5	6	33
	バマコ第4地区	3	4	18
	バマコ第5地区	5	11	39
	バマコ第6地区	5	5	21
	バマコ第7地区	5	5	18
小計		33	46	177
クリコ州	クリコロ	8	10	51
	バギネダ	11	11	33
	カティ	9	9	39
小計		28	30	123
セグー州	セグー	13	13	60
	ブラ	9	11	33
	ニオノ	10	10	51
小計		32	34	144
シカソ州	クチャラ	15	20	78
		15	20	78
合計		108	130	522

地区別教室数

地域/地区	番号	学校名	位置	教室数			
				通常	補充	計	
AE: パマコ特別区 CAP: パマコ 第I地区	BMI-1	フルカソング (Kouloubeni)	Bko Ville	1	2	3	
	BMI-2	コロフィナ スグ	Bko Ville	1	2	3	
	BMI-3	デイウマンザナ C	Bko Ville	3	3	6	
	BMI-4	デイウマンザナ B	Bko Ville	0	3	3	
	BMI-5	デイウマンザナ D	Bko Ville	0	3	3	
	BMI-6	フルカソング B	Bko Ville	0	6	6	
	BMI-7	M/シヨロ A	Bko Ville	0	3	3	
	BMI-8	M/シヨロ D	Bko Ville	0	3	3	
	BMI-9	シヨロ Ext II	Bko Ville	0	3	3	
	BMI-10	バンゴニ A	Bko Ville	0	3	3	
	10	8サイト10校		5	31	36	
AE: パマコ特別区 CAP: パマコ 第II地区	BMI-1	ネルソン マンデラ A	Bko Ville	0	2	2	
	BMI-2	ネルソン マンデラ B	Bko Ville	0	2	2	
	BMI-3	ネルソン マンデラ C	Bko Ville	0	2	2	
	BMI-4	ブグバ A	Bko Ville	0	3	3	
	BMI-5	ブグバ B	Bko Ville	0	3	3	
	5	2サイト5校		0	12	12	
AE: パマコ特別区 CAP: パマコ 第III地区	BMI-1	ドウラベラ D	Bko Ville	6	0	6	
	BMI-2	ドウラベラ E	Bko Ville	6	0	6	
	BMI-3	ドウラベラ A	Bko Ville	0	6	6	
	BMI-4	チエモコ サンクレ A	Bko Ville	6	0	6	
	BMI-5	サメ	Bko Ville	0	3	3	
	BMI-6	ニオミ E	Bko Ville	6	0	6	
	6	5サイト6校		24	9	33	
AE: パマコ特別区 CAP: パマコ 第IV地区	BMV-1	ジャンリシヤール	Bko Ville	1	5	6	
	BMV-2	ウホフオグ B	Bko Ville	6	0	6	
	BMV-3	ウホフオグ C	Bko Ville	3	0	3	
	BMV-4	ントミ A	Bko Ville	0	3	3	
	4	3サイト4校		10	8	18	
AE: パマコ特別区 CAP: パマコ 第V地区	BMV-1	シヨロ A	Bko Ville	0	6	6	
	BMV-2	シヨロ B	Bko Ville	0	6	6	
	BMV-3	シヨロ C	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-4	シヨロ D	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-5	シヨロ E	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-6	シヨロ フラアグ	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-7	シヨロ ドンテメ A	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-8	シヨロ ドンテメ B	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-11	ラファイ シルネチエール	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-12	Taliko A (Confemeu A)	Bko Ville	0	3	3	
	BMV-13	Taliko B (Confemeu B)	Bko Ville	0	3	3	
	11	5サイト11校		0	39	39	
	AE: パマコ特別区 CAP: パマコ 第VI地区	BMVI-1	Kalaban Coura B	Bko Ville	0	6	6
		BMVI-2	Kalaban Sud B	Bko Ville	0	6	6
BMVI-3		Baco Djicoroni A	Bko Ville	0	3	3	
BMVI-4		Sabalibougou A	Bko Ville	0	3	3	
BMVI-5		Daoudab. D	Bko Ville	0	3	3	
5		5サイト5校		0	21	21	
AE: パマコ特別区 CAP: パマコ 第VII地区	BMVII-1	ニアマコ A	Bko Ville	0	3	3	
	BMVII-2	ミサグ	Bko Ville	0	3	3	
	BMVII-3	ディアネケラ A	Bko Ville	0	3	3	
	BMVII-4	フエラディエ ソクラ A	Bko Ville	0	6	6	
	BMVII-5	マクナアグ	Bko Ville	0	3	3	
	5	5サイト5校		0	18	18	
AE: クリコロ州 CAP: クリコロ	KR 1	クリコロ サントル 1°C A	Koulikoro Ville	4	2	6	
	KR 2	クリコロ サントル 1°C B	Koulikoro Ville	3	3	6	
	KR 3	EDC クリコロ 1°C A	Koulikoro Ville	3	3	6	
	KR 4	EDC クリコロ Ba 1°C B	Koulikoro Ville	3	3	6	
	KR 5	クラ 1°C	30km de Koulikoro	3	0	3	
	KR 6	シラコロ 1°C	50km de Koulikoro	9	0	9	
	KR 7	トグニ	80km de Koulikoro	6	0	6	
	KR 8	コレアグ	Koulikoro Ville	1	2	3	
	KR 9	スーハン 1°C	Koulikoro Ville	1	2	3	
	KR 10	ンガバコ	65km de Koulikoro	3	0	3	
	10	8サイト10校		36	15	51	
AE: Region de KOULIKORO CAP: Baguinéda	BA 1	ドンゴロナ	50km sur l'axe Bko-Sikasso	3	0	3	
	BA 2	コハラクラ	Baguinéda Ville	0	3	3	
	BA 3	ンテントアグ	Ouélessébougou	0	3	3	
	BA 4	モリバグ	15km de Bko	0	3	3	
	BA 5	カナシキラ	5km de Bko	0	3	3	
	BA 6	ディオラ	Sonankoroba	3	0	3	
	BA 7	バキネダ D	Baguinéda Ville	0	3	3	
	BA 8	ティンケレ	10km de Selingré	0	3	3	
	BA 9	ココウ	Baguinéda Ville	0	3	3	
	BA 10	コアラ	30km de Ouélessébougou	0	3	3	
	BA 11	ダラ	45km de Ouélessébougou	0	3	3	
	11	11サイト11校		6	27	33	

地域/地区	番号	学校名	位置	設置数		
				建費	拡充	計
AE: クリコロ州 CAP: カティ	KT1	コンソ	Sur la route de Kengaba	2	1	3
	KT2	コブレイン 1°C	Kati Ville	6	0	6
	KT3	カティ キャンプ 1	Kati Ville	0	3	3
	KT4	コロ プラト 1°C	Kati Ville	6	0	6
	KT5	ゾーヌ エマニエル 1°C	Kati Ville	6	0	6
	KT6	セベニコ 1°C	10km de Kati sur la route de Doudoubaou	0	3	3
	KT7	ティエコ 1°C	25km de Kati	0	3	3
	KT8	モロ B (カティ サナアラ)	Kati Ville	6	0	6
	KT9	ウイロニナ	8km de Kéniéroba	0	3	3
	9	9サイト9校		26	13	39
AE: セグー州 CAP: セグー	SG-1	ハガダジ 1°C	Ségou Ville	0	3	3
	SG-2	サントル コメルシマル	Ségou Ville	0	6	6
	SG-3	サコイハ	15km	6	0	6
	SG-4	ドゥグコナ	13km	6	0	6
	SG-5	コノグ	80km vers Bamako	3	3	6
	SG-6	ハナソロニ	15km de Ségou	6	0	6
	SG-7	ハルエリ 1° A	100km de Ségou vers Bamako	0	3	3
	SG-8	セケラ	100km de Ségou vers Bamako	5	1	6
	SG-9	ティエクラ クリハリ B	Ségou Ville	0	3	3
	SG-10	メデス II (ミシラ 1°C)	Ségou Ville	0	3	3
	SG-11	タルサラム	Ségou Ville	6	0	6
	SG-12	ザコイハ	5km de Ségou	1	2	3
	SG-13	アマドウ H 本リイ	Ségou Ville	0	3	3
13	13サイト13校		33	27	60	
AE: セグー州 CAP: ブラ	BL-1	トウガブグイ A	15km de Markala	0	3	3
	BL-2	マルカウ 2A 1°C	Markala Ville	3	0	3
	BL-3	サンサンディング A	15km de Markala	0	3	3
	BL-4	ブラ 1°C -I	Bla Ville	0	3	3
	BL-5	ブラ 1°C -II	Bla Ville	0	3	3
	BL-6	ブラ マルケナ I	Bla Ville	0	3	3
	BL-7	ブラ マルケナ II	Bla Ville	0	3	3
	BL-8	ドゥグオロ	25km de Bla	0	3	3
	BL-9	トウナ 1°C	20km de Bla	0	3	3
	BL-10	カモナ	8km de Bla	0	3	3
	BL-11	チム	17km de Markala	0	3	3
11	9サイト11校		3	30	33	
AE: セグー州 CAP: ニオノ	NE-1	ニオノ 1	Niono Ville	4	2	6
	NE-2	ニオノ 2	Niono Ville	3	3	6
	NE-3	ニオノ 3	Niono Ville	6	0	6
	NE-4	シリハラ	30km de Niono	0	3	3
	NE-5	ソコ	75km de Niono	5	1	6
	NE-6	ウエケラ	8km de Niono	6	0	6
	NE-7	ジヤキウエ	35km de Niono	2	1	3
	NE-8	ウルマ	60km de Niono	6	0	6
	NE-9	コロソコ	100km de Ségou vers Massina	1	2	3
	NE-10	コクリ	130km de Ségou vers Massina	6	0	6
10	10サイト10校		39	12	51	
AE: シカソ州 CAP: クチアラ	KA-1	ソコムグ A	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-2	ソコムグ B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-3	クワコ 1°C クラ	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-4	クワアラ 1°C A	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-5	クワアラ 1°C B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-6	クワアラ 1°C D	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-7	ウアラウアラ A	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-8	ウアラウアラ B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-9	ココ A	Koutiala Ville	1	2	3
	KA-10	ココ B	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-11	クワアラ C2	Koutiala Ville	2	4	6
	KA-12	アムダライ 1°C	Koutiala Ville	0	3	3
	KA-13	ンベリハ グイラージュ	N'Passoba	10	2	12
	KA-14	オウラ	Oula	5	1	6
	KA-15	ングジナ	N' Goutijina	3	0	3
	KA-16	フンフオナ	Fontona	2	1	3
	KA-17	ントソニ	N' Tossoni	1	2	3
	KA-18	ザンソニ	Zansoni	3	0	3
	KA-19	ペグエナ	Peguena	3	0	3
	KA-20	ニエナ	Nièna	6	0	6
20	15サイト20校		36	42	78	
サイト数/学校数						
4 地域/14 地区	130	108サイト130校		218	304	522

別添-2 本計画で要請されたコンポーネント

(1) 家具も含めた教育施設の建設

- 教室
- 管理室／倉庫
- 家具
 - 生徒用机・いす
 - 先生用机
 - 先生用椅子
 - 黒板
 - 物入れ
 - 校長用机
 - 校長用椅子
 - 来訪者用椅子
- 便所棟

(2) 教材（教員用）

別添－3 サイト選定の基準

- (1) 既存施設の老朽化が著しく、安全な教育環境を確保するために緊急に施設を改善する必要があるサイトを優先すること。
- (2) 過密状況が著しく、緊急に教室を増設する必要があるサイトを優先すること。
- (3) 教育省(地方自治体等含む)の土地所有権が確保されるサイトであること。また、不法占拠家屋等の障害物が存在しないサイトであること。
- (4) 地形・地勢的に安全かつ適切な規模の施設建設用地が確保されているサイトであること。
- (5) 資機材運搬や工事用のアクセスに問題がないサイトであること。
- (6) 自然災害や治安上の問題のないサイトであること。
- (7) 他ドナー(NGOを含む)による協力計画と重複しない、または計画があっても本計画には支障がないサイトであること。
- (8) 教職員、地方自治体、地元住民により、学校運営・維持管理が積極的に行われるサイトであること。

無償資金協力

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で、被援助国が自国の経済、社会の発展のために役立つ施設、資機材および役務（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を、我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するものである。日本国政府が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(1) 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力（無償）は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）は無償資金協力としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償資金協力事業として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文（E/N）の署名によって正式決定に至り、無償資金協力が実行に移される。

無償資金協力の実施は被援助国政府によって行われる。無償資金協力の円滑な実施のため JICA はコンサルタントの推薦、入札・契約手続きその他の手続きについて「調達のガイドライン」に沿って被援助国政府を支援する。

(2) 調査の位置づけ

1) 調査の内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査しその妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本国政府が無償資金協力として承認するにあたっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全てそのまま協力の対象となるのではなく、我が国の無償資金協力のスキーム等を勧案し、基本構想が確認される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して JICA は登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは JICA の指示に基づいて基本設計調査を行い報告書を作成する。

なお、無償資金協力の実行が E/N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性があるため、JICA は当該コンサルタントを被援助国政府に推薦する。

(3) 無償資金協力のスキーム

1) 交換公文の署名

無償資金協力の実施に当たっては E/N による政府間の合意・署名が必要である。E/N では当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

2) 「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/N の署名からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

ただし、自然災害等やむを得ない事情により搬入・据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間（一会計年度）の延長が可能である。

3) 生産物および役務の調達

贈与によって調達される生産物および役務は原則として日本国および被援助国の生産物ならびに日本国民または被援助国民の役務を購入するため適正に、かつ専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国および当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償資金協力の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者および調達業者は「日本国民」に限定される。

4) 「認証」の必要性

当該国政府(又は政府が指定する当局)が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本国政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

5) 被援助国に求められる措置

無償資金協力が実施されるに際して当該国政府は、以下のような措置等が求められる。

- ① 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ用地の整地を行うこと。
- ② 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- ③ 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- ④ 贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送に係る手続きが速やかに実施されることの確保。

- ⑤ 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政課徴金を免除すること。
- ⑥ 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その役務の遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。

6) 「適正使用」

贈与に基づいて建設される施設および購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。
また、贈与によって負損される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費全ての経費を負担すること。

7) 「再輸出」

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

8) 銀行取極

- a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。
- b) 日本国政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

9) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取極を締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料等および支払い手数料を負担しなければならない。

別添-5 各政府が取るべき必要措置

No.	項目	無償資金協力による負担	被援助国による負担
1	十分な面積の土地を確保すること		●
2	必要に応じて樹木伐採、敷地の整地を行うこと		●
3	敷地周囲に門扉の建設を行うこと		●
4	駐車場の建設を行うこと	●	
5	道路の建設を行うこと		
	1) 敷地内 2) 敷地外	●	●
6	建物の建設を行うこと	●	
7	電力の供給、給水、下水道に対する施設およびその他の設備を用意すること		
	1) 電力		
	a. 敷地までの引込み		●
	b. 敷地内の屋外、屋内配線	●	
	c. メインサーキットブレーカーとトランス	●	
	2) 給水		
	a. 敷地までの公共給水管		●
	b. 敷地内の給水システム (受水槽および/または高架水槽)	●	
	3) 排水		
	a. 敷地までの下水本管 (雨水、汚水、その他)		●
	b. 敷地内の排水システム (便所排水、通常排水、雨水、その他)	●	
	4) ガスの供給		
	a. 敷地までの公共ガス配管		●
	b. 敷地内のガス供給システム	●	
	5) 電話設備		
	a. 建物のメイン分配盤 (MDF) までの電話配線		●
	b. MDF および MDF 以降の配線	●	
6) 家具および機器			
a. 一般家具 (絨毯、カーテン、机、椅子、その他)		●	
b. プロジェクト機器	●		
8	B/A に基づく銀行サービスに対する日本の銀行への下記の手数料の支払		
1) A/P 手数料		●	
2) 支払手数料		●	
9	被援助国の荷下し港での迅速な荷下しと通関を保証すること		
	1) 日本から被援助国への製品の海上 (航空) 輸送	●	
	2) 荷下し港での製品に対する関税免除と通関		●
	3) 荷下し港からサイトまでの国内輸送	(●)	(●)
10	認証された契約に基づく製品と役務に関して必要とされる日本人の被援助国への入国と業務遂行のための滞在に必要な措置を保証すること		●
11	認証された契約に基づく製品と役務の供給に関して、被援助国で日本人に対して課される関税、国内税およびその他の財政的な義務を免除すること		●
12	無償資金協力で建設された施設と供給された機材を維持し、適切かつ有効に使用すること		●
13	無償資金協力によって負担される以外の施設の建設および機材の輸送と据付に必要なすべての費用を負担すること		●

別添-6 マリ政府が取るべき措置

マリ政府は、本調査が良好に行なわれるように、以下に言及される便宜供与を本調査団に与えるよう合意を求められた。

1. 本調査を実施するために必要なデータ、情報、文書を調査団に供給する。
2. 本計画の実施の前に本計画のサイトを取得し、整備し、整地し樹木の伐採を行なう。
3. 無償資金協力の枠組み内で供給された施設や、資材に適切な運営と維持管理のために適切な予算を計上し、さらに教育人員、管理人員を配属する
4. 無償資金協力の枠組み内で輸入された機材を遅滞無く通関させることを保障する
5. 製品の供給や、認証を受けた契約の枠組み内で必要とされるサービスを提供する日本人所属民に対して、裨益国への入国と、そのサービスを実施すべく、滞在するために必要な全ての便宜供与に対して同意する。
6. 製品の供給や、認証された契約に従って実施されるサービスに関して、裨益国の政府が課すことのある関税、付加価値税（TVA）を含めた国内税やそれ以外の財政的負担から、日本人所属民を免税する。
7. 本計画の実施に必要な無償資金協力でカバーされない、それ以外の支出を負担する。
8. バンキング・アレンジメントに基づくバンキング・サービスのための日本の銀行への支払と、支払許可証通知の手数料を負担する。

(2) 基本設計概要説明調査(仏文)

PROCES VERBAL DES DISCUSSIONS RELATIVES A L'ETUDE DU CONCEPT DE BASE
POUR LE PROJET DE CONSTRUCTION D'ECOLES FONDAMENTALES PREMIER CYCLE
PHASE II EN REPUBLIQUE DU MALI
(PRESENTATION DE LA DESCRIPTION SOMMAIRE DU CONCEPT DE BASE)

L'Agence Japonaise de Coopération Internationale (désignée ci-après par "la JICA") a délégué en République du Mali une Mission de l'Etude du Concept de Base pour le Projet de Construction d'Ecoles Fondamentales Premier Cycle Phase II (désigné ci-après par "le Projet") en juin 2001, et a élaboré sur la base du résultat des discussions, des visites de sites et des analyses techniques une Description Sommaire du Concept de Base du Projet.

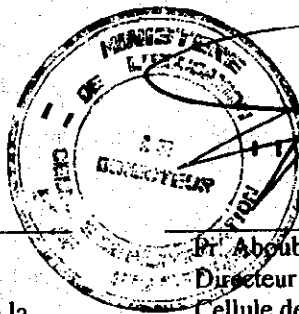
La JICA a ensuite envoyé en République du Mali une Mission de Présentation de la Description Sommaire du Projet (désignée ci-après par "la Mission") dirigée par Monsieur Minoru HOMMA de la 1ère Division de Gestion des Projets de la Direction de Gestion des Projets d'Aide Financière Non-Remboursable de la JICA pour présenter et discuter des composantes de la Description Sommaire du Concept de Base avec le Ministère de l'Education pendant la période du 29 octobre au 9 novembre 2001.

A la suite des discussions, les deux parties ont convenu des points essentiels décrits en Appendice ci-joint.

Fait à Bamako, le 5 novembre 2001

Minoru Homma

Monsieur Minoru HOMMA
Chef de Mission
1ère Division de Gestion des Projets de la
Direction de Gestion des Projets d'Aide
Financière Non-Remboursable
Agence Japonaise de
Coopération Internationale



Dr. Aboubacrine ALPHA
Directeur
Cellule de Planification et de Statistiques
Ministère de l'Education
République du Mali

APPENDICE

1. CONTENU DE LA DESCRIPTION SOMMAIRE DU CONCEPT DE BASE

Le Ministère de l'Education a donné son accord de principe sur les composantes de la Description Sommaire du Concept de Base présentée par la Mission.

Les écoles ciblées du Projet sont telles qu'énumérées en Annexe-1.

2. SYSTEME DE L'AIDE FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON

La partie malienne a pris bonne connaissance du système de l'Aide Financière Non-Remboursable du Japon et des mesures à prendre par le Gouvernement de la République du Mali décrits en Annexes-4, 5 et 6 du Procès-Verbal des Discussions signé par les deux parties le 19 juin 2001.

3. PLANNING FUTUR

3-1 L'équipe du Consultant procédera aux études complémentaires au Mali jusqu'au 9 novembre 2001.

3-2 La JICA élaborera le Rapport final et le remettra au Gouvernement de la République du Mali vers fin décembre 2001.

4. AUTRES POINTS DISCUTES

4.1 Travaux de démolition et salles de classe provisoires

Le Ministère de l'Education a pris connaissance que pour les salles de classe à remplacer, outre les principales mesures décrites en Annexes 5 et 6 du Procès Verbal des Discussions signé par les deux parties le 19 juin 2001, les travaux ci-dessous tels que décrits dans la Description Sommaire du Concept de Base devront être exécutés par la partie malienne :

- Travaux de démolition des ouvrages existants avant le commencement des travaux de construction ;
- Travaux de construction de salles de classe provisoires pour abriter les élèves durant les travaux de construction.

4.2 Terrains pour le Projet

Le Ministère de l'Education assure l'octroi de terrain de tous les sites du Projet décrits dans la Description Sommaire du Concept de Base.

4.3 Affectation du budget et du personnel enseignant et administratif

Le Ministère de l'Education s'engage à affecter le budget, le personnel enseignant et le personnel administratif nécessaires pour assurer un bon fonctionnement et une maintenance adéquate de chacune des écoles.

nh

4.4 Composante Soft

La partie malienne a demandé la mise en œuvre d'un programme de composante Soft afin d'assurer une utilisation adéquate et une maintenance appropriée des salles de classe et des latrines tel que décrit dans la Description Sommaire du Concept de Base.

4.5 Attention particulière à prêter pour la Description Sommaire du Concept de Base

Les deux parties ont confirmé que la Description Sommaire du Concept de Base devra être traitée comme document confidentiel et ne devra pas être divulguée jusqu'à ce que la procédure d'appel d'offres prenne fin.

mlh

ANNEXE-1 LISTE DES ECOLES CIBLEES DU PROJET

Region	Code	Nom Ecole	25.C.	25.C.	35.C.	35.C.	65.C.	65.C.	Total S.C.	Latrines			Total Boxes	Nombre B.D.	Matériels (jou)	
			+B.D.		+B.D.		+2B.D.			(3 boxes)	(4 boxes)	(5 boxes)				
AE : District de BAMAKO CAP : Bamako District I Nombre d'Ecoles CAP : 7	BMI-4	Dioumanzana B		2		1			7	0	2	0	8	0	3	
	BMI-5	Dioumanzana D		2		1			7	0	0	2	10	0	3	
	BMI-6	Boulkassoumbougou B		2					4	2	0	0	6	0	2	
	BMI-7	M/Sikoro A		1		1			5	0	1	0	4	0	2	
	BMI-8	M/Sikoro D		2		1			7	0	0	2	10	0	3	
	BMI-9	Sikoro Ext II		2					4	0	1	0	4	0	2	
	BMI-10	Bankoni A		2					4	0	0	0	0	0	2	
AE : District de BAMAKO CAP : Bamako District II Nombre d'Ecoles CAP : 5	BMI-1	Nelson Mandela A		1	1				5	0	0	1	5	1	2	
	BMI-2	Nelson Mandela B				1			3	0	1	0	4	0	1	
	BMI-3	Nelson Mandela C		2					4	0	0	1	5	0	2	
	BMI-4	Bougouba A		2					4	3	0	0	9	0	2	
	BMI-5	Bougouba B				1			3				0	0	1	
AE : District de BAMAKO CAP : Bamako District III Nombre d'Ecoles CAP : 5	BMI-1	Dravela D					1	1	12	0	0	0	0	1	2	
	BMI-2	Dravela E							6	0	0	0	0	1	2	
	BMI-3	Dravela A			1	1			6	0	0	0	0	1	2	
	BMI-4	Tiemoko Sangaré A			1	1			6	0	0	0	0	1	2	
	BMI-6	Niomi E		2					4	3	0	0	9	0	2	
AE : District de BAMAKO CAP : Bamako District IV Nombre d'Ecoles CAP : 3	BMIV-1	Jean Richard		1					2	0	0	0	0	0	1	
	BMIV-2	Ouolofobougou B				2			6	0	0	0	0	0	2	
	BMIV-3	Ouolofobougou C				1			3				0	0	1	
AE : District de BAMAKO CAP : Bamako District V Nombre d'Ecoles CAP : 10	BMV-1	Djicoroni A				1			3	1	0	1	8	0	2	
	BMV-2	Djicoroni B			1				3	0	1	0	4	1	1	
	BMV-4	Djicoroni D			1				3	0	0	0	0	1	1	
	BMV-5	Djicoroni E			1	1			6	1	0	0	3	1	3	
	BMV-6	Djicoroni Flabougou		2		1			7	0	0	2	10	0	3	
	BMV-7	Djicoroni Dontémé A				1			3				7	0	1	
	BMV-8	Djicoroni Dontémé B		1		1			5	1	1	0	0	0	2	
	BMV-11	Lafia Cimetière			1				3	1	0	0	3	1	1	
	BMV-12	Taiko A (Confemen A)		1		1			5				11	0	2	
	BMV-13	Taiko B (Confemen B)				1			3	2	0	1	0	0	1	
	AE : District de BAMAKO CAP : Bamako District VI Nombre d'Ecoles CAP : 5	BMVI-1	Kalaban Coura B				2			6	2	0	0	6	0	2
		BMVI-2	Kalaban Sud B				1			3	1	0	0	3	0	1
		BMVI-3	Baco Djicoroni A		1		1			5	1	1	0	7	0	2
BMVI-4		Sabalibougou A		1		1			5	0	0	1	5	0	2	
BMVI-5		Daoudab. D		2					4	0	0	0	0	0	2	
AE : District de BAMAKO CAP : Bamako District VII Nombre d'Ecoles CAP : 3	BMVII-1	Niamakoro A		2					4	0	2	0	8	0	2	
	BMVII-2	Missabougou				1			3	0	0	0	0	0	1	
	BMVII-5	Magnambougou				1			3	2	0	0	6	0	1	
Nombre d'Ecoles Région 38			Total	0	31	7	25	1	1	170	20	10	11	155	9	69
AE : Région de KOULIKORO CAP : Koulikoro Nombre d'Ecoles CAP : 3	KR 1	Koulikoro Centre 1°C A		1					2	0	4	0	16	0	1	
	KR 2	Koulikoro Centre 1°C B		1	1	1			8				0	1	3	
	KR 3	EDC Koulikoro Ba 1°C A				1			3	0	0	0	0	0	1	
AE : Région de KOULIKORO CAP : Baguinéda Nombre d'Ecoles CAP : 7	BA 1	Dongorana		1	1				5	0	0	1	5	1	2	
	BA 2	Kobelacoura	1						2	0	0	1	5	1	1	
	BA 4	Moribabougou				1			3	3	0	0	9	1	1	
	BA 5	Kanediguita		2		1			7	0	2	0	8	0	3	
	BA 8	Tinkélé		2	1				7	3	0	0	9	1	3	
	BA 9	Kokoun				1			3	1	0	0	3	0	1	
	BA 10	Kafara	1	1					4	0	1	0	4	1	2	
AE : Région de KOULIKORO CAP : Kati Nombre d'Ecoles CAP : 3	kT2	Koko Plaine 1°C			1	1			6	2	0	0	6	1	2	
	kT3	Kati Camp 1				2			8	2	0	0	6	0	2	
	kT5	Zone Emmanuel 1°C		1	1				5	0	0	1	5	1	2	
Nombre d'Ecoles Région : 13			Total	2	9	8	7	0	0	61	11	7	3	78	8	24

Region	Code	Nom École	2S.C.	2S.C.	3S.C.	3S.C.	6S.C.	6S.C.	Total S.C.	Latrines			Total Boxes	Nombre B.D.	Matónets (jeu)			
			+B.D.		+B.D.		+2B.D.	(3 boîtes)		(4 boîtes)	(5 boîtes)							
AE : Région de SEGOU CAP : Ségou Nombre d'Ecoles CAP : 9	SG-3	Sakoba	1						2	2	0	0	6	1	1			
	SG-4	Dougoukouna	1	1					4	1	0	0	3	1	2			
	SG-5	Konobougou		1		2			8	0	1	0	4	0	3			
	SG-6	Banankoroni				2			8	0	0	0	0	0	2			
	SG-7	Barouéli 1 ^{er} A			1				3	2	0	0	8	1	1			
	SG-8	Séguéla			1	1			6	0	0	0	0	1	2			
	SG-9	Tiécoure Koulibaly B				1			3	1	0	0	3	0	1			
	SG-10	Médine B (Missira 1 ^{er} C)		1		1			5	0	0	1	5	0	2			
	SG-11	Darsalam B		1		2			8	2	0	0	6	0	3			
	AE : Région de SEGOU CAP : Bla Nombre d'Ecoles CAP : 7	BL-1	Dougabougou A				1			3	0	0	0	0	0	1		
	BL-2	Markala 2A 1 ^{er} C				1			3	3	0	0	9	1	1			
BL-3	Sansanding A				1			3	1	0	0	3	0	1				
BL-4	Bla 1 ^{er} C -I				1			3	3	0	0	9	0	1				
BL-5	Bla 1 ^{er} C -II				1			3	3	0	0	9	0	1				
BL-6	Bla Markéna I		2					4	2	0	0	6	0	2				
BL-8	Dougouolo		2					4	1	1	0	7	0	2				
AE : Région de SEGOU CAP : Niono Nombre d'Ecoles CAP : 8	NI-1	Niono 1		2	1	1			10	1	1	0	7	1	4			
	NI-2	Niono 2			1	2			9	0	3	0	12	1	3			
	NI-3	Niono 3				1			3	1	0	0	3	0	1			
	NI-4	Siribala		2					4	0	0	0	0	0	2			
	NI-5	Soholo		2		1			7	0	0	1	5	0	3			
	NI-6	Wérékélé				1	1		6	2	0	0	8	1	2			
	NI-7	Diaky Wéré		1					2	0	0	0	0	1	1			
	NI-8	Kourouma		1	1				4	0	1	0	4	1	2			
Nombre d'Ecoles Région : 24			Total			4	15	6	19	0	0	113	25	7	2	113	10	44
AE : Région de SIKASSO CAP : Koutiala Nombre d'Ecoles CAP : 16	KA-3	Koulikoro 1 ^{er} C Kila				1			3	2	0	0	8	0	1			
	KA-4	Koutiala 1 ^{er} C A		1		1			5	0	0	1	5	0	2			
	KA-5	Koutiala 1 ^{er} C B				1			3	0	0	0	0	0	1			
	KA-6	Koutiala 1 ^{er} C D							0	0	0	0	0	0	1			
	KA-7	Wala-Wala A		1					2	2	0	0	6	0	1			
	KA-8	Wala-Wala B												0	1			
	KA-9	Koko A				1			3	0	0	1	5	0	1			
	KA-10	Koko B				1			3	2	0	0	6	0	1			
	KA-11	Koutiala C2		1		2			8	0	2	0	8	0	3			
	KA-12	Hamdallaye 1 ^{er} C		2	1				7	0	0	2	10	1	3			
	KA-13	M'Pessoba Village		2		2			10	1	1	0	7	0	4			
	KA-14	Oule		1					2	0	0	0	0	1	1			
	KA-17	N' Tossori		1					2	0	0	1	5	1	1			
	KA-18	Zansori				1			3	2	0	0	6	1	1			
	KA-19	Pégutna		1	1				4	0	1	0	4	1	2			
	KA-20	Ména					2		6	1	0	0	3	0	2			
Nombre d'Ecoles Région : 16			Total			3	8	2	11	0	0	61	10	4	5	71	5	28
NOMBRE TOTAL D'ECOLE : 91			TOTAL			9	63	21	62	1	1	405	66	26	21	415	32	183

Moh

基本設計概要説明調査(和訳)

マリ共和国第二次小学校建設計画 基本設計調査協議議事録 (基本設計概要説明)

国際協力事業団(以下、「JICA」と称する)は 2001 年 6 月、マリ共和国に第二次小学校建設計画(以下、「本計画」と称する)の基本設計調査団を派遣した。調査団は一連の協議、現地調査、技術分析を行い、それを基に同事業団は基本設計概要書案を作成した。

引き続き JICA は、上記基本設計概要書案を提出し、協議を行うため JICA 無償資金協力部業務第 1 課 本間 穰 氏を団長とした調査団を 2001 年 10 月 29 日から 11 月 9 日までマリ共和国へ派遣した。

協議の末、双方は付属書に記載した基本事項に合意した。

バマコ、2001 年 11 月 5 日

本間 穰
概要報告調査団長
業務第 1 課
無償資金協力部
日本国 国際協力事業団

Aboubacrine ALPHA
企画統計局長
教育省
マリ共和国

付属書

1. 基本設計概要書案の内容

教育省は本調査団により提示された基本設計概要書の構成内容について原則的に合意した。
本計画の対象とする学校は別添-1とする。

2. 日本の無償資金協力の制度

マリ側は日本の無償資金協力の制度、および両者により2001年6月19日に署名され、協議議事録の別添-4、5、6に記載された、マリ共和国政府に求められた措置につき良く理解した。

3. 今後の日程

- 3-1 コンサルタントのチームは2001年11月9日までマリにおいて補足調査を行なう。
- 3-2 JICAは基本設計報告書を作成し、マリ共和国政府に2001年12月末ごろ報告書を提出する。

4. その他の協議事項

4-1 解体工事と仮設教室

2001年6月19日に両者により署名された協議議事録の別添-5、6に記載された主要な措置以外に、建替え教室については基本設計概要報告書に記載されているように、以下の工事をマリ側によって実施されなければならないことを教育省は承知した。

- 建設工事開始の前に既存建物の解体工事
- 建設工事中には生徒たちを受け入れるための仮設教室の建設

4-2 本計画の敷地

教育省は基本設計概要書に記載される本計画の全てのサイトの敷地を授与することを保障する。

4-3 予算と教育・管理人員の割り当て

各学校が適切に運営され、維持管理されるように必要な予算と、教育・管理人員を割り当てることを教育省は約束する。

4-4 ソフト・コンポーネント

基本設計概要書に記載されるように教室や便所が適切に維持管理され適切に使用されることを保証すべく、マリ側はソフト・コンポーネントを活用すべく要請した。

4-5 基本設計概要書に対して特に払うべき注意点

両者は基本設計概要書が、非公開の書類として扱われなければならないこと、また入札の手続きが終了するまでは開示されてはならないものと確認した。

添付一 本プロジェクトの対象校

地域/地区	学校番号	学校名	2教室 +校長室	2教室	3教室 +校長室	3教室	6教室 +2校長室	6教室	教室数	便所			便所 計	校長室 数	備材 (セト)
										(3 便所)	(4 便所)	(5 便所)			
AE:バマコ特別区 CAP:バマコ 第II地区 学校数: 7	BMI-4	Dioumanzana B		2		1			7	0	2	0	8	0	3
	BMI-5	Dioumanzana D		2		1			7	0	0	2	10	0	3
	BMI-6	Boukassoumbougou B		2					4	2	0	0	6	0	2
	BMI-7	M/Sikoro A		1		1			5	0	1	0	4	0	2
	BMI-8	M/Sikoro D		2		1			7	0	0	2	10	0	3
	BMI-9	Sikoro Ext II		2					4	0	1	0	4	0	2
	BMI-10	Bankoni A		2					4	0	0	0	0	0	2
AE:バマコ特別区 CAP:バマコ 第II地区 学校数: 5	BMI-1	Nelson Mandela A		1	1				5	0	0	1	5	1	2
	BMI-2	Nelson Mandela B				1			3	0	1	0	4	0	1
	BMI-3	Nelson Mandela C		2					4	0	0	1	5	0	2
	BMI-4	Bougouba A		2					4	3	0	0	9	0	2
	BMI-5	Bougouba B				1			3				0	0	1
AE:バマコ特別区 CAP:バマコ 第III地区 学校数: 5	BMI-1	Dravela D					1	1	12	0	0	0	0	1	2
	BMI-2	Dravela E							0	0	0	0	0	1	2
	BMI-3	Dravela A			1	1			6	0	0	0	0	1	2
	BMI-4	Tiemoko Sengaré A			1	1			6	0	0	0	0	1	2
	BMI-6	Niom E		2					4	3	0	0	9	0	2
AE:バマコ特別区 CAP:バマコ 第IV地区 学校数: 3	BMIV-1	Jean Richard		1					2	0	0	0	0	0	1
	BMIV-2	Ouolofobougou B				2			6	0	0	0	0	0	2
	BMIV-3	Ouolofobougou C				1			3	0	0	0	0	0	1
AE:バマコ特別区 CAP:バマコ 第V地区 学校数: 10	BMV-1	Djicoroni A		1		1			5	1	0	1	8	0	2
	BMV-2	Djicoroni B							1	0	1	0	4	1	1
	BMV-4	Djicoroni D	2						1	0	0	0	0	1	1
	BMV-5	Djicoroni E			1	1			8	1	0	0	3	1	3
	BMV-6	Djicoroni Flabougou		2		1			7	0	0	2	10	0	3
	BMV-7	Djicoroni Dontémé A				1			3			0	7	0	1
	BMV-8	Djicoroni Dontémé B		1		1			5	1	1	0	0	0	2
	BMV-11	Lafia Cimetière				1			3	1	0	0	3	1	1
	BMV-12	Taiko A (Confemen A)		1		1			5			0	11	0	2
	BMV-13	Taiko B (Confemen B)				1			3	2	0	1	0	0	1
AE:バマコ特別区 CAP:バマコ 第VI地区 学校数: 5	BMVI-1	Kalaban Coura B				2			6	2	0	0	6	0	2
	BMVI-2	Kalaban Sud B				1			3	1	0	0	3	0	1
	BMVI-3	Baco Djicoroni A		1		1			5	1	1	0	7	0	2
	BMVI-4	Sabalibougou A		1		1			5	0	0	1	5	0	2
	BMVI-5	Daoudab. D		2					4	0	0	0	0	0	2
AE:バマコ特別区 CAP:バマコ 第VII地区 学校数: 3	BMVII-1	Niamakoro A		2					4	0	2	0	8	0	2
	BMVII-2	Missabougou				1			3	0	0	0	0	0	1
	BMVII-5	Magnambougou				1			3	2	0	0	6	0	1
学校数 計: 38		小計	2	32	5	25	1	1	170	20	10	11	155	9	69

AE:クリコ州 CAP:クリコロ 学校数: 3	KR-1	Koulikoro Centre 1°C A		1					2	0	4	0	16	0	1
	KR-2	Koulikoro Centre 1°C B		1	1	1			8				0	1	3
	KR-3	EDC Koulikoro Ba 1°C A				1			3	0	0	0	0	0	1
AE:クリコ州 CAP:バギネダ 学校数: 7	BA-1	Dongorana		1	1				5	0	0	1	5	1	2
	BA-2	Kobalacoura	1						2	0	0	1	5	1	1
	BA-4	Moribougou			1				3	3	0	0	9	1	1
	BA-5	Kanadjiguila		2		1			7	0	2	0	8	0	3
	BA-8	Tinkélé		2	1				7	3	0	0	9	1	3
	BA-9	Kokoun				1			3	1	0	0	3	0	1
	BA-10	Kafara	1	1					4	0	1	0	4	1	2
AE:クリコ州 CAP:カティ 学校数: 3	KT-2	Koko Plaine 1°C			1	1			6	2	0	0	6	1	2
	KT-3	Kati Camp 1				2			6	2	0	0	6	0	2
	KT-5	Zone Emmanuel 1°C		1	1				5	0	0	1	5	1	2
学校数 計: 13		小計	2	9	6	7	0	0	61	11	7	3	76	8	24

地域/地区	学校番号	学校名	2教室	2教室	3教室	3教室	6教室	6教室	教室数	便所			便所計	校長室数	備材(セツ)			
			+校長室		+校長室		+2校長室			(3便所)	(4便所)	(5便所)						
AE:セグー州 CAP:セグー 学校数:9	SG-3	Sakoiba	1						2	2	0	0	6	1	1			
	SG-4	Dougoukouna	1	1					4	1	0	0	3	1	2			
	SG-5	Konobougou		1		2			8	0	1	0	4	0	3			
	SG-6	Banankoroni				2			6	0	0	0	0	0	2			
	SG-7	Barouéli 1° A			1				3	2	0	0	6	1	1			
	SG-8	Séguéla			1	1			6	0	0	0	0	1	2			
	SG-9	Tiéoura Koulibaly B				1			3	1	0	0	3	0	1			
	SG-10	Médine II (Missira 1°C)		1		1			5	0	0	1	5	0	2			
	SG-11	Darsalam B		1		2			8	2	0	0	6	0	3			
AE:セグー州 CAP:ブラ 学校数:7	BL-1	Dougabougou A				1			3	0	0	0	0	0	1			
	BL-2	Markala 2A 1°C			1				3	3	0	0	9	1	1			
	BL-3	Sansanding A				1			3	1	0	0	3	0	1			
	BL-4	Bla 1°C -I				1			3	3	0	0	9	0	1			
	BL-5	Bla 1°C -II				1			3	3	0	0	9	0	1			
	BL-6	Bla Markéna I		2					4	2	0	0	6	0	2			
	BL-8	Dougouolo		2					4	1	1	0	7	0	2			
	NI-1	Niono I		2	1	1			10	1	1	0	7	1	4			
NI-2	Niono 2			1	2			9	0	3	0	12	1	3				
NI-3	Niono 3				1			3	1	0	0	3	0	1				
NI-4	Siribala		2					4	0	0	0	0	0	2				
NI-5	Sokolo		2		1			7	0	0	1	5	0	3				
NI-6	Wérókéla			1	1			6	2	0	0	6	1	2				
NI-7	Diaky Wéré		1					2	0	0	0	0	1	1				
NI-8	Kourouma		1	1				4	0	1	0	4	1	2				
学校数 計:24			小計			4	15	6	19	0	0	113	25	7	2	113	10	44
AE:シカソ州 CAP:クチアラ 学校数:16	kA-3	Koulikoro 1°C Kle				1			3	2	0	0	6	0	1			
	kA-4	Koutiala 1°C A		1		1			5	0	0	1	5	0	2			
	kA-5	Koutiala 1°C B				1			3	0	0	0	0	0	1			
	kA-6	Koutiala 1°C D							0	0	0	0	0	0	1			
	kA-7	Wala-Wala A							2	2	0	0	6	0	1			
	kA-8	Wala-Wala B		1					2	2	0	0	6	0	1			
	kA-9	Koko A				1			3	0	0	1	5	0	1			
	kA-10	Koko B				1			3	2	0	0	6	0	1			
	kA-11	Koutiala C2		1		2			8	0	2	0	8	0	3			
	kA-12	Hamdallaye 1°C		2	1				7	0	0	2	10	1	3			
	kA-13	M'Pessoba Village		2		2			10	1	1	0	7	0	4			
	kA-14	Oula		1					2	0	0		0	1	1			
	kA-17	N' Tossoni		1					2	0	0	1	5	1	1			
	kA-18	Zansoni				1			3	2	0	0	6	1	1			
	kA-19	Péguèna		1	1				4	0	1	0	4	1	2			
	kA-20	Miéna				2			6	1	0	0	3	0	2			
学校数 計:16			小計			3	8	2	11	0	0	61	10	4	5	71	5	26
学校数 総計:91			11	64	19	62	1	1	405	66	28	21	415	32	163			

資料-6 事業事前評価表

事業事前評価表

1. 対象事業名						
マリ共和国 第2次小学校建設計画						
2. 我が国が援助することの必要性・妥当性						
<p>(1) 91年3月に無血クーデターが発生し、暫定政府は複数政党制民主主義の確立を目指した。92年1月に新憲法国民投票、4月には大統領選挙等の民主化プロセスを進め、コナレ大統領が選出された。旧社会主義諸国との結びつきが強かったが、非同盟を基軸とし、近年は先進国やアラブ諸国との協調も図っている。産業は、就業人口の約80%が従事し、GDPの約50%を占める農業及び牧畜が中心であるが、降雨量等の自然条件に左右され、旱魃等による食糧不足が恒常化している。また、綿花等の輸出用産品の価格低迷等で貿易赤字も恒常化し、経済基盤は脆弱である。93年8月世銀・IMFと構造調整計画に合意し、同年10月緊縮財政政策を発表するとともに、94年1月の通貨(CFAフラン)切り下げに際しては、物価抑制措置を策定しインフレ抑制等の成果を上げた。他方、債務問題に関しては、98年9月に重債務貧困国(HIPC)イニシアティブが適用されている。我が国は、マリ国から実綿、採油用の種等を輸入し(99年輸入額90万ドル)、同国に自動車、オートバイ等を輸出している(同輸出額768万ドル)。</p> <p>(2) マリ国教育省が策定した『教育開発10ヵ年プログラム(2000-2010)』の骨子は、初等教育から高等教育までの施設の建設・整備、教員の育成、父兄会の役割の強化及び教育システム(教育省-AE-CAP)の再構築についてドナーの支援を受けつつ教育環境の改善を図るというもので、初等教育では2010年に粗就学率95%を達成するとしている。ドナーの協力により、1989/90年に26.0%であった初等教育第1サイクル(小学校)の粗就学率は1999/2000年には57.8%と大きく向上した。しかし、依然として高い人口増加率(2.4%、世銀:1999年)や都市への人口流入から、都市部における学校教室の不足は深刻な状況にあり、2部制授業を実施したり、1教室当りの児童数が100名を越すなど教育環境が悪化している。他方、農村部では学校の絶対数が少ないため通学距離の長さが就学率低迷の要因となっている。</p>						
3. 事業の目的等						
<p>本計画は、マ国の義務教育である初等教育第1サイクル(1-6学年)について、教室が過密状態であったり、施設が老朽化している等の問題が著しく緊急な対策が必要となっている学校を対象に、学校施設を建設し、教育機材を整備することにより、教育環境を改善することを目的とする。</p>						
4. 協力対象事業の内容						
<p>(1) 対象 バマコ特別区、クリコロ州、セグー州、シカソ州</p> <p>(2) アウトプット 対象地域における小学校施設の教育環境整備</p> <p>(3) インプット</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設 教室、校長室(倉庫付き)、便所 2) 機材 机、椅子、金属製戸棚、教育機材 						
対象地域別の施設内容は以下のとおり。						
	学校数	建替 教室数	増設 教室数	合計 教室数	校長室	便所 ブース数
バマコ特別区	38	43	127	170	9	155
クリコロ州	13	25	36	61	8	76
セグー州	24	52	61	113	10	113
シカソ州	16	27	34	61	5	71
合計	91	147	258	405	32	415
3) ソフトコンポーネント 教室及び便所の清掃、維持管理にかかる衛生教育活動						

(4) 総事業費

概算事業費 24.66 億円 (日本国側 24.03 億円、マ国側 0.63 億円)

(5) スケジュール

2002 年 2 月から詳細設計を含めて 35 ヶ月の工期を予定 (3 期分けにて実施)

(6) 実施体制

マ国教育省企画統計局

・施設完成後の運営・維持管理は、上記局、各学校及び父兄会によって行われる。

5. プロジェクトの成果

(1) プロジェクトにて裨益する対象の範囲及び規模

(直接裨益)

バマコ特別区、クリコロ州、 セグー州、シカソ州
児童 約 88,000 人

(2) 事業の目的 (プロジェクトの目標) を示す指標

1) 計画校における教育環境の向上

	2001 年 (本計画の実施前)	2005 年 (本計画の実施後)
1 教室当たりの児童数	111 人	84 人
1 便所ブース当たりの児童数	160 人	89 人

2) ソフトコンポーネント実施校における施設の清掃・維持管理の向上

- ・活動している学校衛生管理委員会 (仮称) の数
- ・活動している学校衛生クラブ (仮称) の数

6. 外部要因リスク

(1) 教員の確保

本計画の実施により 258 教室が増設され、258 名の教員配置増が必要になる。マ国教育省により教員養成・配置が適切に行われるとともに、現職教員の再訓練、2 部授業のための訓練等の適切な対策がとられる必要がある。特に、新たな制度では今後採用される教員は全て地方自治体との契約に基づく契約教員となることから、今後同制度が確実に定着するよう教育省の指導が必要である。

(2) 運営・維持管理予算の確保

本計画の実施により増員が必要となる教員に対する人件費がマ国教育省により確保される必要がある。同時に、地域住民により、父兄会等を通じて学校施設の運営・維持管理に必要な協力が行われる必要がある。また、教育における地方分権化の流れの中で、州教育センターや地方教育指導センターが学校運営・維持管理を指導していく体制づくりの強化が必要である。

7. 今後の評価計画

(1) 事業評価に用いる成果指標

- 1) 1 教室当たりの児童数
- 2) 1 便所ブース当たりの児童数
- 3) 活動している学校衛生管理委員会 (仮称) の数
- 4) 活動している学校衛生クラブ (仮称) の数

(2) 評価のタイミング

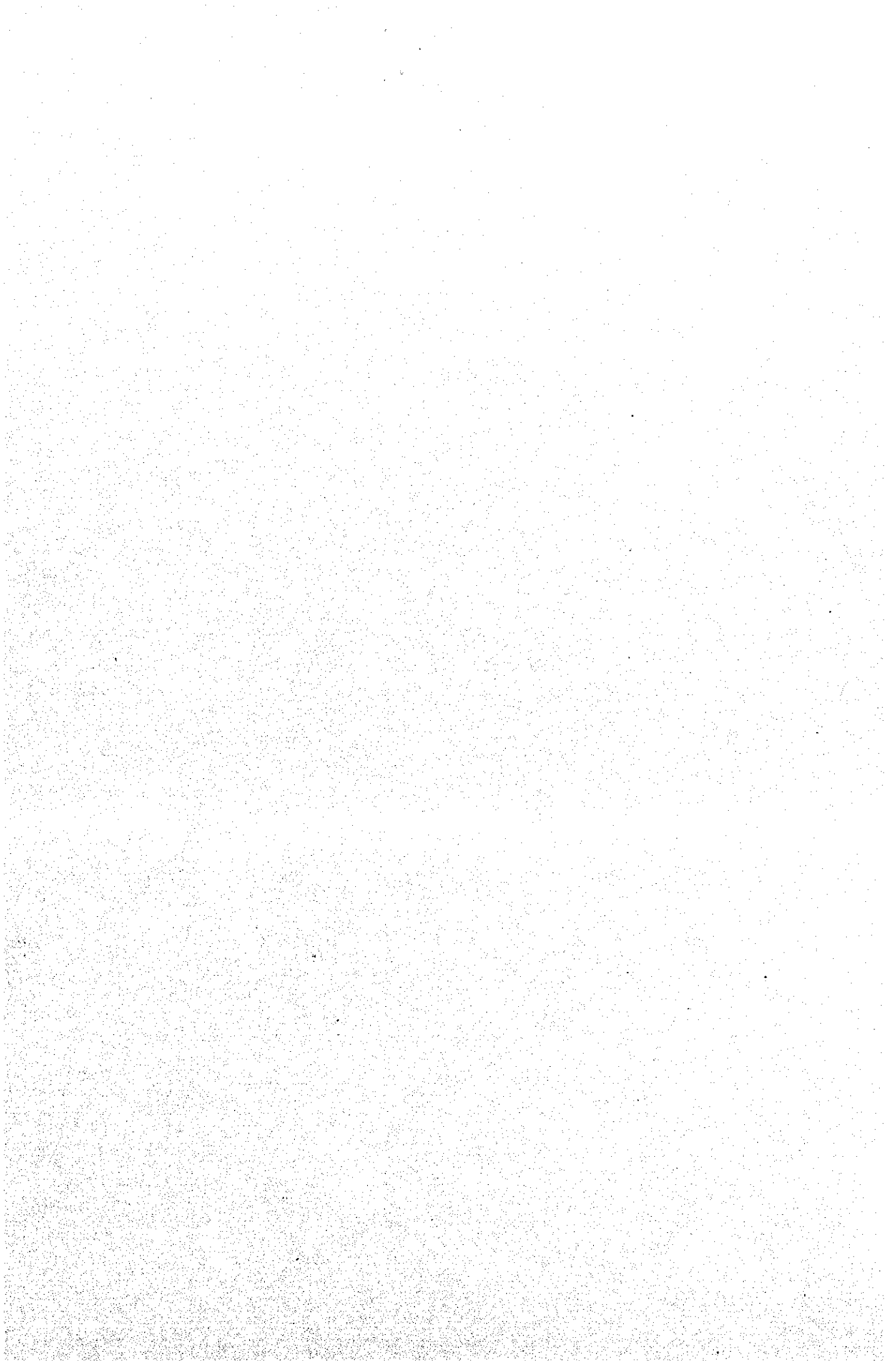
計画目標年次 (2005 年)

資料-7 マリ国負担経費の内訳

単位：万 FCA

項目	第1期	第2期	第3期		合計
	クリコロ州	ハマコ特別区	セグー州	シカソ州	
① 既存建物等撤去費	1,016	1,614	1,683	999	5,312 (882万円)
② 樹木伐採費	6	21	12	4	43 (7万円)
③ 門・塀建設費	4,160	7,280	14,040	6,500	31,980 (5308万円)
④ ソフトコンポ-ネント実施費用	90	221	138	51	500 (83万円)
合計	5,272 (875万円)	9,136 (1517万円)	15,873 (2635万円)	7,554 (1253万円)	37,835 (6280万円)

注：為替交換レート 1 フランス・フラン=16.6 円
1 FCFA=0.166 円



資料-8 住民集会の結果概要

教育に係る社会環境及び父母等地域住民の初等教育に関する要望を把握し、本計画に反映させるために、父母、教職員、コミュニティの代表からなる住民集会を調査対象校のうち、8校で開催した。住民集会で聴取した主要な点は、学校教育の現状と問題点、就学の阻害要因、学校への運営・維持管理への関り、学校施設への要望等であった。

A.住民集会開催地	州名	SEGOU	SEGOU	SIKASSO	SIKASSO	KOULIKORO	KOULIKORO	BAMAKO	BAMAKO
CAP名		Bia	Segou	Koutiala	Koutiala	Kati	Koulikoro	Commune VI	Commune I
学校名		Dougabougou A	Bagadaji	N'Goutijina	N'Pessoba Village	Koko Plaine	Koulikoro Center A/B	Sabaibougou A	Sikoro Ext II
B.開催日		2001年6月22日11:00~	2001年6月22日15:00~	2001年6月26日13:25~	2001年6月26日16:40~	2001年7月3日10:10~	2001年7月3日16:30~	2001年7月10日9:00~	2001年7月10日12:25~
C.参加者総数		17名 内訳:男性17名 女性0名	19名。+見物人 13名 8名	8名(氏名あり)+その他10数名 全て男性 0名	26名 19名 7名	12名 9名 1名	15名 8名 7名	20名 19名 1名	24名 21名 3名
1. 社会環境									
①就学阻害要因									
■経済的要因(教育費/児童)		大きな要因ではない。	特になし。(男女約100%就学)	一部のみ。	経済的要因もある。	一部のみ。	村落部には残っているがこの学校周辺にはない。	教育費は様々なので一概には言えない。	一部にはある。
■宗教/伝統		以前は女性には結婚し家事をすればよいとの考え方が強かったが現在は薄れた。	昔は女性に教育は不要との考えがあったが、今は変化し女子児童も学校へ行くようになった。	特に影響しているが、以前ほどではない。	女子就学への両親の理解が広がってきた。	特になし。	この地域では特に阻害要因とはなっていない。	昔は女性に教育は必要なかったが、今は教育が必要であり女子が多い学級もある。家族に4、5名の女子がいても通学0.8Km	女子就学率の方が低い改善しつつある。しかし、結婚などで小学校の途中で退学する場合もある。
■通学距離 平均距離(時間)		2~3Km	1Km	2~3Km	-	2Km	1Km	1Km	-
■最長距離(時間)		4Km。7~9Km離れた子供は親戚などの家へ下宿して通学。	1Km	4Km	2Km	4Km	5~6Km	1.5Km	4Km
■地勢的要因/地理的要因		距離以外には特になし。	特になし。	通学路が悪いが大きな要因ではない。	なし。	高台にあるが特になし。	(近くに街道がある)	(そばに高速道路がある)	特になし。
■危険性		特になし。	特になし。	特になし。	幹線道路に面しているため交通事故が心配(今までなかったが)。	歩いてくるので問題なし。これまで交通事故、暴漢もなし。	今までは発生していないが交通事故。	今までは問題がなかったが、高速道路が近くにあるため運転手への学校の表	特になし。
②女子就学阻害要因		伝統的に男性には農業や他の仕事をするために教育が必要であるが、女性は16才~18才で結婚するので不要との考えが強かったが薄れた。(法律上は18才以上が結婚できる)	両親の考え方が変化してきたので、特に女子就学阻害要因はこの学校周辺にはない。	通学距離が困難、すなわち家から学校までの移動が困難。(その点、男子は下宿するのが簡単)	両親への啓蒙活動により女子児童は通学するようになってきたが、家事手伝いや(少ないが)結婚のため就学をやめる女子もいる。	農村部では女子就学について理解が低い程度であり、共に男女の就学率はほぼ同じ。これは政府の教育政策により女子の就学が促進されたため。	A校は男子が少し多く、B校は男女ほぼ同じ程度であり、共に男女の就学率はほぼ同じ。これは政府の教育政策により女子の就学が促進されたため。	教室が不足しているため新学期に希望者全員(女子も含む)を入学させることができない。	①伝統的な考え方(女性は家事、手伝いでよい)。 ②学校に行ったことがない母親は娘を学校に通わせたくない。 ③若い青年がブラブラしているため結婚させた方がよいと考え、女子を就学させない。 ④昔は住居の近くに学校がなく阻害要因としてあったが、今は近くに学校ができています。
2. 学校									
①施設等への不満									
■施設について		人口が増えているため、現在の教室では不足。地域が広いので他の学校も必要。備がないので外部者が侵入しやすい。	校庭周りに塀を建設中。これはPTAが費用負担。2002年にサッカー大会があるのでそれまでに完成させたい。100人/教室で授業をしているので教室が必要。	教室の収容力の限界のため入学生徒数を制限している程、教室が不足している。	教室の老朽化と不足が問題。	水道代は市の支払い。校長室はないので旧倉庫を2人の校長で使用している。校長室の新設、教室の増設は必要。	塀・便所はGTZにより2001年建設終了。水道はタンパーの収益金で引き、学校支払い。電気は必要であるが、校長室は無いので倉庫を利用。	井戸は使用できないし、電気はなし。教員用に水を購入している(20リットル/日=500CFA/6人)A=3000CFA/日支払(要)。生徒は持参している。教室不足。	教室と塀が必要。
■教科書(無料)		貸与(校長室保管)	貸与(校長室保管)	貸与(校長室保管)	貸与(校長室保管)	貸与(校長室保管)	貸与(校長室保管)	貸与(校長室保管)	貸与(校長室保管)
■充足度(冊/児童)		平均6人/冊であるが、例えば4年生の地理はない。理科は少しある。	平均4~6人/冊。例えば、読み方は150人に20冊、算数は殆どなし、4~6年の理科は1人/冊。	算数と国語は5~6人/冊。読み方(6年)は42人/10冊。歴史は数冊のみ。地理は全くない。	3人/冊程度。全く教科書がない教科はないが、かなり不足している。	7人/冊(今年)。普通は5人/冊程度。歴史と理科の教科書はほとんどなし。地理は1冊のみ。	4人/冊程度。地理と道徳の教科書がない。	10人/冊。地理と科学の教科書が特に不足している。	11人/冊。少ない教科もある。家庭教科書はない。
■学用品		全員が鉛筆・ノートを持っている訳ではない。特に言及なし。	全員が鉛筆・ノートを持っている訳ではない。家庭の経済力による。特に意見なし。	持っている児童が多いが不足。	貧しい家庭では購入が難しいので不足している。	全教科分のノートを揃えている生徒は少ない。内容として全く問題はなく誇りに思う。	毎年、各家庭で購入。	生徒の家庭事情による。	生徒の家庭事情によるが不足している。
■カリキュラム		特になし。	特になし。	特になし。	児童の能力のレベルに合っている。	内容として全く問題はなく誇りに思う。	特に意見なし。	2、3年毎に換えるので内容評価が困難。	特になし。
■使用言語		家庭ではバンバ語。特に問題は生じない。児童に対し、1年生時は100%バンバ語、2年生時は75%バンバ語、3年生時は50%バンバ語と徐々にフランス語の使用を増やすのが課題なし。	家庭ではバンバ語。特に問題なし。	家庭ではバンバ語。新1年生の頃はフランス語での授業が難しい。	家庭ではバンバ語であるが、特に問題はない。	家庭ではバンバ語、その他、学校ではフランス語で授業。特に問題はなし。	家庭ではバンバ語を使用しており、1~3年生でのフランス語による授業は難しい。A校は3年前から、B校は1年前から2か国語授業を実施。	家庭ではバンバ語を使用。1年生からフランス語を使用するが、1年生の最初の1学期は母国語を使用し徐々に慣れさせている。	家庭ではバンバ語を使用。2か国語授業を導入しておりフランス語は2年生で25%、3年生で50%、4年生で75%使用。
■課外授業・活動(スポーツ)		夜間の女子補習あり。男子生徒は自由にサッカー等の競技。	課外授業は特になし。校庭にはサッカーが出来るように石で囲っており、男子生徒はサッカーをする。	昨年フランス対抗のサッカー試合をした。	サッカー試合をすることもある。	年数回のサッカー試合。	特になし。	特になし。	体育教員がおり、サッカーの対抗試合に参加。また、バレーボールや走り幅跳びも指導。
■教員配置		特に言及なし。	教室数からは問題なし。	教室数からは問題なし。	特に問題なし。	教室数規模に合っている。	教室数規模からは問題なし。	不足	教室数規模からは問題なし。
■生徒会費等 多寡の意見		生徒会費250CFA/年にし、一部両親からは高いとの意見ある。	100CFA/生徒/月で9ヶ月分納入。	生徒会費は225CFA/年で消耗品(チョーク、ノート等)購入。	生徒会費は25CFA/月X9ヶ月=225CFA/年(1~6年生)でチョークを購入したり、黒板を塗り替えたりする。	生徒会費250CFA/年。必要な際(チョーク、事務用品、授業の備品、掃除道具等)購入。帳簿あり。	新学期支払なし。生徒会費225CFA/年は学校(倉庫)に保管。帳簿あり。父母からは生徒会費は高いとの意見あり。	30%。病気の家庭や親がいない家庭は支払不要。また、労働力提供でもよい(例:木工は木工の技術提供)	約50%
■管理		70%	60~70%	40%	90%	70%	30%	校長が管理。	校長が管理。
■管理		教員と生徒から構成される管理委員会が集め、校長と担当教員が現金を管理し、使用を決める。	普通は小額なので学校の会計係は保管し、収支の帳簿を作成。チョーク等を購入。	生徒と教員で構成された管理委員会があり、校長と共に管理。	校長が管理。	学校(校長)が管理。	校長が管理。	校長が管理。	校長が管理。
3. 維持管理									
■父兄会/婦人会		PTAが学校の運営・維持管理に関与している。地域の婦人会あり。	PTA、婦人会あり。	PTAは学校の運営・管理。婦人会はCommuneの婦人会。	PTA、地域の婦人会あり。	PTAあり。	PTAあり。婦人会があり、以前は石工場のゴミからLocal石を砕いていたが、工場の閉鎖が原因でなくなったのでその活動はなくなった。現在は川の砂利を取って工事用に売っている。	PTAは学校の建設、維持管理。現在はPTA再編成中。婦人会はCommune、Quartierにある。それらの活動としては教育(女中、若い女性への職業教育)、青少年への職業教育(例:木工)、保健医療である。特に女性にはスモールビジネスやフランス語(お金の使い方、権利)を指導	PTAは先生の支援、試験の監督、啓蒙活動の実施。婦人会はあり、その活動は石工作り、染物、家計、子育て等多い。
■維持管理方法		毎朝教室の掃除をしている。便所も実施している。	普通は毎朝生徒が掃除をするが、新学期開始前には両親が大掃除をする。小規模な修理も実施。	教室のそうじは毎朝、下校時実施。便所の掃除は女子生徒。PTAが管理している資金で机・椅子を購入し、教室建設も行う。	机・椅子の修理は町の業者依頼するが、教室の改修等はPTAがする。教室のそうじは女子が実施。便所そうじは男子。町の業者。	教室等の修理は業者。教室の掃除はグループを構成して交代で朝・下校時実施。校庭は週一回。男子便所は男子、女子便所は女子が掃除。	教室は朝と下校時に男女のグループのグループで実施。便所は週一回などとした生徒への担当で実施。年度始めに教室の状況を見て修理や黒板の塗り直しは町の業者	教室と便所は生徒のグループで清掃。教室等の修理は業者依頼。校庭は夫々生徒のグループで清掃。年度始めに教室の状況を見て修理や黒板の塗り直しは町の業者	教室と便所は女子生徒が掃除。校庭は普通生徒が掃除をするが、新学期前には業者依頼。
■実施者		基本的に業者依頼。	基本的に業者	業者	町の業者。	業者	業者	業者	業者
■住民参加		負担金のみ。	費用負担と大掃除・小規模修理	費用負担と簡単な修理。	費用負担のみ。	費用負担のみ。	費用負担のみ	費用負担のみ	現在の校舎建設に対し各家庭は資金のみならず労働力も提供した。

A.住民集会開催地 州名	SEGOU	SEGOU	SIKASSO	SIKASSO	KOULIKORO	KOULIKORO	BAMAKO	BAMAKO
CAP名	Bla	Segou	Koutiala	Koutiala	Kati	Koulikoro	Commune VI	Commune I
学校名	Dougabougou A	Bagadaji	N'Goutijina	N'Passoba Village	Koko Plaine	Koulikoro Center A.B	Sabalibougou A	Sikoro Ext. II
開催日	2001年6月22日11:00~	2001年6月22日15:00~	2001年6月26日13:25~	2001年6月26日16:40~	2001年7月3日10:10~	2001年7月3日16:30~	2001年7月10日9:00~	2001年7月10日12:25~
■維持管理費(修理等)	管理: PTAが管理。必要な際にPTAが各家庭へ負担金を呼びかける。 使用の意思決定: PTA委員会で決定。あり。 ■掃除道具の有無: ほうき	PTA会計担当が管理。 PTA委員会で決定。(必要があれば)あり。 ほうき	入学金5,000CFA。新学期(2年以上)1,000CFA。入学金を払えない場合、入学不許可。新学期納入金を払えない生徒もいる(義務としたとの意見あり)。PTA会計係が管理しているが、帳簿はない。 校長がPTAIに依頼。あり。 教室用ほうき	入学金1,100CFA(払えない児童は入学不許可)で新入生のために必要な物品(例えば成績記入帳)を購入。新学期納入金はない。 校長の権限で実施。あり。 ほうき	入学金3,000+250CFA。また新学期1,000CFA納入。これらを払えなくても通い出すことはない。 現在はPTA会計担当宅に保管しているが、近い内に銀行に口座を開設予定。帳簿あり。 PTA委員会で判断。あり。 ほうき	入学金3,000CFA(男女同じ)納入。父母金の金庫に置いてあり会計係りが管理。帳簿あり。 PTA委員会で話し合い、判断。あり。 ある(石鹸、ほうき)。	入学金6,000CFA。新学期時1,000CFA(2~6年生)。PTAが銀行に預け必要な際には会長と会計のサインで引き出す。帳簿あり。 PTA委員会で話し合い、判断。あり。 ほうき	入学金5,000CFA。新学期時500CFA(2~6年生)。校長が保管。 校長が報告しPTA会長と相談し判断。あり ほうき
4. 学校施設の使用	■コミュニティ活動: 下記以外、特になし。 ■WID/識字教育の利用: 診療所やNGOの指導により、夜間に女子の補習授業。週末には保健教育(出産、衛生、EIS)を実施。	①2年前に学校校庭にサッカー場を作った。 学校に行けない青少年の識字教育に教室を使いたい。電気がないので使用していない。	PTAや婦人会が会合等に使用。 特になし。	特になし。 特になし。	PTA会館と女性識字教育に使用。 週5日間(月~金)の夜間、主婦や女中(学校に行っていない女性:16~18才)30人程度に識字教育の利用。明かりは持参。女性教育協会のメンバーが指導。無料。	(休命中にサッカーや演劇の練習で習得することあり。) 特になし。	保健医療・ワケンの場所、住民の集会、女性への衛生教育、選挙、テスト会場(小中)として使用。 夜間の成人(男女)教育の利用。フランス語の有料授業(学校使用料なし)。	特になし。 教室が不足しているため女性センターを使用。
5. 周辺住民の意識	地域コミュニティと学校の関係 ■学校施設の運営/維持管理: 97年に6教室+校長室+便所を建設するのに協力。各世帯に対し年12,000CFAの負担で全建設費の10%(400万CFA)を集めた。払えない家庭に対し特に罰則はない。 ■就学意欲向上(啓蒙活動、方法): ①両親への啓蒙活動(ラジオ、テレビ) ②教員のボランティアにより全生徒に対し補習授業あり。また1教科が悪くても補習あり(保護者の負担金あり)。 ■衛生習慣: 毎朝教室の掃除や水道での手洗いを通して。 ■WID配慮: ①男女別便所の設置。 ②結婚・妊娠して退学した女子でも現在は出産後復学可能。 ③女性も尊重。	父兄が新学期前に掃除・小規模修理し、今年も入学金(3,000CFA)、新学期時の負担金(225CFA)を納入。以前の入学金は1,250CFA、1,500CFAであった。 ①両親への啓蒙 ①教科書の優先的配布 ②(教員にもよるが)補習の実施 ③無料印刷を教える。	PTAが管理している資金で机・椅子の修理を依頼。 新学期における啓蒙活動。 教室のそうじを通して。 女子児童の優先的入学。	PTAが管理し、業者に依頼。 ①新学期前に啓蒙活動の実施、②CAP内コンクールの実施。 毎朝の掃除を通して。 男女平等に扱っているが、女子入学を優先。	PTAが管理し、業者に依頼。 新学期前にPTAが金を出して両親に啓蒙。ラジオ放送による啓蒙を実施。 掃除の実施。道徳の時間に衛生教育(1~6年) 特になし。	PTAが管理し、業者に依頼。 ソーシャルワーカーがあり、児童を学校に入学させるようにしている(しかし、入学金が支払えない場合、入学は不可)。 掃除と石けんの設置。 特になし。	PTAが管理し、業者に依頼。 啓蒙活動。男女同数の入学。 理科や道徳で手洗いや身体を洗う習慣 女性に衛生教育(EIS等)の実施。	PTAが管理し、業者に依頼。 PTAが啓蒙活動。 通常の授業で教えており、これまでに「清潔な学校コンクール」で2回表彰された。女子を退学させない。
6. その他	■現在の教育上の問題点: 教室不足。 ■地域コミュニティのまとまり: ①青少年がサッカー競技 ②婦人会が田植えをしたり、学校を中退した女性に対し石鹸の作り方や染物の仕方を教えている。染物教室は婦人会会長宅で実施。学校は汚れるから使用不可。 ■両親の教育に関する考え方: ①ラジオやテレビで啓蒙活動をしているため両親の考え方は、女子も含んで子供には教育が必要であると変化した。 ■地域の特色(学校周辺): パマコ、モプ子の交通の要所。サンへの途中に繊維工場ができる予定。サンには繊維工場あり。ただし、BLA CAPの管轄地域は広いのでBLA市とこの学校はかなり離れている。	教室、教科書、椅子・机の不足。 ①青少年がサッカー競技 ②婦人会が女性に対し石鹸の作り方や染物の仕方を教えている。 ①学校における学習環境をよくするために2001年1月PTA総会にて生徒会費納入を決めた(月額100CFA/生徒)。	教室の増設が必要。 新校舎はコンクで建設した。 昔、女性に男性に所属しており、女性に教育は不要との考えがあったが、今は女性にも教育が必要であると変化した。	教室が不足している。 特になし。 女子にも教育が必要であると変化した。	教室不足。また、電気が必要。 特になし。 この地には公務員(軍関係者)、医者が多いので教育の重要性は理解している。	教室不足。教室が増えれば教員も必要あり。 教育への理解、特に女子への教育への理解は高くなった。 ①公立学校に入学できないのであれば私立学校(入学金:5,000CFA、授業料2,500~4,000CFA/人)に入学させる。もしくは家にいる。 ②男女児童共に教育が必要である。	教室不足。電気がない。 通帯感がある。 ①公立学校に入学できないのであれば私立学校(入学金:5,000CFA、授業料2,500~4,000CFA/人)に入学させる。もしくは家にいる。 ②男女児童共に教育が必要である。 仕事を探してきて定住し、また出生率が多いため地域の人口が増加している。(工場や農地ができたのではなく、高速道路が出来たのでアケスがよくなった)	移転してくる家庭が多いが、特に問題なし。 教育への理解、特に女子への教育への理解は高くなった。 新しい農場や工場ができた訳ではなく、パマコのヘッドタウンにあり新興住宅地ができ、人口増加の傾向あり。
7. 備考	①日本語-フランス語-ハンハラ語で開校 ②PTA会長(市長)からは、6教室建ててもらったが、就学率65%なのでまだ必要。通学距離が長いと子供の学習意欲がわかない。通学距離の両親からは苦情がある。政策的には1~2kmの通学を希望する。 ③工場(砂糖精製)からの結水により学校内には水道が来ている。無料。また、電氣も無料。 ④カリスによっては男子:女子=67:87であり、女子が多いところもある。 ⑤2001年は213名が卒業した。市の出生率は550~600人/年であるから新学期には400人程度は入学を希望するだろう(市長より)。 ⑥中学校校長が前日死去。	①現在、学校の周囲の道を建設中。2002年までには建設したい。道をつくることによって通学や野菜栽培も可能となる。 ②97年には教室のドアを改修した。この時には生徒会費と入学金で計25万CFAを負担。(不足分はセー市負担) ③中退者への識字教育は他の学校を利用して夕方に約60名に対し実施。	①人口が増加中。96年は6,000人、01年3月は8,000人。 ①6カチと1村からなり、人口8,551人。 ②1机に1冊の教科書を渡し、学期末に回収する。そのためにグループを作り責任者を決めている。	①卒業試験には80%程度が合格(男女比率はほぼ同じ) ②電氣の支払があるとすると、1教室1,500~3,000CFAが必要。 ③小さな椅子付き机が販売価格で2,500CFA。	①普通のかめ:4,000~4,500CFA、改良かめ:9,000~10,000CFA。 ②識字教育(女性、青少年)はカコで実施。 ③読み取り車はパマコにあるので今まで読み取りをしたことがない。読み取り費用は1,500CFA/回。	①公立学校に入学できないのであれば私立学校(入学金:5,000CFA、授業料2,500~4,000CFA/人)に入学させる。もしくは家にいる。 ②男女児童共に教育が必要である。 仕事を探してきて定住し、また出生率が多いため地域の人口が増加している。(工場や農地ができたのではなく、高速道路が出来たのでアケスがよくなった)	①転校生が多い。 ②校長がしつかりしており、学校教室や校長室・倉庫は整理されている。	

